

平成18年 3 月 9 日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	吉 田	正 明
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	中 西	裕 司
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	本	克	樹
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	北	村	和	博
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	迎		和	泉
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	平	石	和	弘
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
会計課	長	森		久	幸
教育委員	長	藤	家	恒	善
教	育	小	野	利	幸
教育次長兼庶務課長		中	橋	孝	司郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員		植	松	治	彦

平成18年 3 月 9 日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 8 号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 2 | 議案第 9 号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 3 | 議案第10号 | 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 4 | 議案第11号 | 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 5 | 議案第12号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 6 | 議案第13号 | 鹿島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 7 | 議案第14号 | 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 8 | 議案第15号 | 鹿島市国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 9 | 議案第16号 | 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 議案第17号 | 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 議案第18号 | 鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第12 | 議案第19号 | 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第13 | 議案第20号 | 鹿島休日急患センターの指定管理者の指定について（質疑、討論、採決） |

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

お諮りいたします。議案第8号から議案第26号までの19議案は、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第8号から議案第26号までの19議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 議案第8号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明をいたします。

議案書は8ページから10ページまで、議案説明資料では1ページから5ページまでとなっております。

この議案は、公の施設の管理に関しまして、平成15年度に地方自治法の改正があり、これを受けまして鹿島市におきましても平成18年4月、今度の4月から9施設におきまして指定管理者制度を導入する予定にいたしておるところでございます。

今回提案をいたしました議案につきましては、公の施設のうち、当分の間は市の直営で運営をしていくということになりましたそれぞれの設置条例の中で、その条例中にその施設の管理運営を委託することができるという旨の条文があります。今回提案いたしております条例の第1条から第11条までのそれぞれ11施設の設置条例につきましては、この条例におきまして一括してそれぞれの設置条例の改正をする必要がありますので、今回提案をいたしておるものでございます。

以上で説明を終わりますけど、よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。ちょっとよくわかりませんのでお尋ねしますが、つまりこれは、ここに上げられている分についてが指定管理者制度の導入によって、こういう形に変わっていくというふうに理解していいわけですかね。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

これまでの地方自治法におきましては、公の施設につきましては直営、もしくは公共的団体に委託をすることができるという規定でございました。今回提案をいたしておりますこの11の施設につきましては、それぞれの設置条例で委託をすることができるという条文になっております。今回提案しております11施設につきましては直営でいくと、指定管理者を導入しなくて当面は直営でいくということになりましたので、その条文を改正する必要があるということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。私が逆に理解をしておったということですね。

それじゃ、これは直営でいくということですが、私はこれまでも一貫して指定管理者制度についてまだ非常に不透明な面があるということで、そういう態度をとっていますが、これは完全にずっといくというんじゃなくて、行く行くはこれについても指定管理者制度の導入、この一部ね、全部とは言いませんが、考えられると見ていいわけでしょうかね。その辺どうでしょう。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

先ほども答弁の中で、当分の間ということを上申しました。その当分の間といいますのは、それぞれの施設について私たちがしていいですよという、希望する管理者があらわれたり、また、その条件に合うようなことが、設置目的に合致するというところで市の方が認めますと、指定管理者の導入を検討していくということになるかと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。

それでは、例えば、ここに上げられている施設については、すぐにでも、私が指定管理者としてお受けしますよという人が出たら、その時点で即そういう対応もあると考えておっていいわけですかね。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

指定管理者の制度につきましては、公の施設のそれぞれの設置目的がございます。その設置目的に合うような運営をしていただけるのか、また、経費的なメリットも当然、市の方は検討せねばなりませんので、そういうメリットがどうなのかということで十分検討しながら導入について検討をしていくことになるかと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最後にしますが、前議会のときでしたか、七浦の指定管理者制度が出されたときに、財政的な意味で経営面ではどうかというようなことでお尋ねをしたときに、その点について今から指定管理者制度決まった中で、その後決めていくという、協議をしていくという説明がありましたね、部長の方から。それに対して私が、それはおかしいんじゃないかと、経営が財政的にもこうだと、そこのいろんな経営面についてもこういうことでいくんだということを前もって提起しないと、受ける側はわからないんじゃないかというようなことで私は質問して、そういうふうにすべきだということで申しましたけど、その点についてはどうですか。今までどおりの方針でやられていくのか、それとも、私が提起をしましたけど、そこまで含めてまず検討をして、指定管理者受けていただくという形をとっていくのか、その辺どうですかね。それだけお答えください。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

18年の4月から指定管理者制度導入施設は、先般12月議会において御承認をいただきました。その施設の指定管理者をしていただける団体との協定書を4月1日から締結する、これは契約書みたいなものですが、協定書を発効させて事業をしていくことになりますが、そのことについては、今回お諮りしています18年度の予算の中で協定金額が出てまいりますので、それぞれの施設の予算等につきましても、その中で御審議をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりますがね、どれくらいでということがわからんで協定を結んでおって、いざ予算なんか出されて、こういう形でしてくださいといったときに、極端に言えば、採算が合わんけん、そい受けられんというようなことだってね、後で財政的な問題がくつついてくれば、そういうことだってあるんじゃないかというようなね、あると思うんですよ。だから、もちろん、それで広く利益を上げて云々というような人はなさらないかもわかりませんが、

採算がならんようなことはできないわけで、そういう状況になったときに、そういう結んでおって、いや、そんないされんばいというような事態になることだって考えられると思うんですよ。だから、予算的なものも最初に提起をしておって、そして、どうですかと。今、指定管理者として受けていただいた分は、今までなさっていた人たちが受けてもらっていますから、それなりの融通はきくと思いますが、しかし、今から先出てくる場合にそうじゃない場合も出てくるんじゃないかという気がするんですよ。いろんな形で指定管理者制度を導入するんだといううわさも出ていますからね。うわさというか、そういう方向に向かっていきますからね。

だから、私はある程度はそこまで出して、これこれの予算内ですよと、そういう形でやっていただくようになるんですよというのがないと、受ける側としては非常に不安な中で受けていかなくちゃいけないというのがあるんじゃないかなという気がしますので、その辺を12月にも申し上げましたし、今またさらにお尋ねをしているところです。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

18年度から公の施設に導入いたします指定管理者につきましては、先ほど議員が言われたように、従前運営委託をしていた団体が指定管理者として、その運営に携わっていくことになっておりますけど、それにつきましてはここ数年の委託料として組んできた経費、またその施設にかかってきた費用を含めまして、十分にその指定管理者と担当課の方で話し合いをしていただいて予算を計上しているということで、その予算につきましては数年後といえますか、一応指定管理者につきましては5年をめどに指定管理者として導入していくことになりますけど、その間にいろんな費用面含めて検討していくことになるかと思います。

18年度につきましては、今まで17年度、16年度予算等を含めてしたところでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

指定管理者を引き受けていただくかどうかの相手の方と前もって話をしますね。その段階で、幾らで引き受けられるかという話も当然します。それを、これくらいの金額なら引き受けていいですよという内諾をいただいてから、そして議会にお諮りすると、こういう手順になりますから、その問題はおのずと、そのときには相手方と市の方では解決しているといえますか、合意を見ていることになります。

それから、もし、基本的にはこれは5カ年ぐらいの指定管理者の契約になると思うんですが、金額的に1年やってみて、どがんしたっちゃ思うごとにならんやったと、やっぱり足らんやったという、これは見直しが可能ですよ、1年1年。そこで調整をできると。だから、

前もってまず相手方との折り合いをつけておいて、それで契約をします。それでもどうしてもいかんやったら1年1年見直しも可能と、こういうことで今の御心配の点は解消できるんじゃないかというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

きょうの直接の問題じゃないですが、今後いろんなのが提起されてくると思いますが、私一つ心配をするのは、全国的に見てみますと、指定管理者として受ける、そういう会社があるというのを私は以前ここでも言ったと思いますが、ということは結局何かというと、もうけん仕事はそういう人たちしないわけですよ。全国にそういうのを張りめぐらせてやっていくということになれば、利益を上げるためのものですよ。結局、自治体は今の財政難の中で、財政を少しでも抑えていきたいということでお願いをするというようなね、そういうためにこれをやっていくわけですよ。今の方針ではそうだと私は理解しています。しかし、そういうふうに一方には、それを何億とか何兆とかいう企業だというようなことで私はある文献で読みましたが、そういうことになると、何のためにやるのかわからないというようなね、周りのそういう人たちを肥やしていく以外の何者でもないというようなね。今、鹿島市がやっているのは、今まで純粋になさってきた人たちが受けていますので、やっていますが、いよいよないということになりますと、そういうところからも手が伸びてきてというのが心配されますので、私は特にまだこの指定管理者制度の問題についてはどうしても、何ですか、きのうの霧じゃないですが、霧が晴れないようなね、そういう気がして、こういう態度をとっていますが、あとはよございます。きょうの直接内容じゃありませんので、今後協議していく中で、ぜひその辺も深めていきたいし、深めてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

御理解を深めていただきますために、議会へ上程するまでの大まかなスケジュールについて御説明をさせていただきます。

まず、この指定管理者の制度は公募が原則でございますが、我々みたいな小さな市町村あたりでは、公募をしても応募してくれるところがないというようなことで、単独指名というような形をとっているところも全国的にございます。それで、鹿島市の方でも、この単独指名というような方法がほとんどでございます。現在、指定管理者の制度を導入しようと計画しているところは、そういった形態をとっております。

それで、この単独指名につきましても、公募のやり方、これが原則でございまして、これ

に準じて単独指名をやっていくというようなことで、この公募をやりますときには、施設の概要、それから指定の期間、それから指定の基準、業務の範囲、ここらを明示して公募することになります。当然、単独指名の部分についても、そういったことになります。ここで、議員の御懸念になります、もうけ主義とか、そういったことが解消されていくというようなことになろうかと思います。そして、公募を行いまして募集要項等も作成して、そういったことをいたします。

そして、この公募を受けまして、指定管理者の審査、申請の受け付け、こういったことをいたします。そして、この審査によりまして部長が候補者を選定していくと。その上で、指定管理者をこのようにして選定しましたと、これでいかがでしょうかというようなことで庁内の会議、市長、助役への説明、こういったことをいたします。その上で、議会への指定議案の上程ということになりまして、公募の段階で一定の条件を示した上でその募集を行うというような形をとらせていただきますので、この委託料ではだめとか、こういったのでは採算がとれないというような判断が、当然受ける側では出てくるかと思っています。そして、協定を締結していくというようなことになろうかと思っています。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ちょっと別の角度から整理して言いますと、今までは直営でやるか、委託をするかということになっていたけど、それから委託先は公共的団体だと、このどちらかだということに法律上なっておりました。今回の改正は、直営でやるか、指定管理者でやるかと、こっちの二者択一になったと、まずこのことですね、基本的に。そして、指定管理者を決める場合には、新しく決める場合には、その都度議会の議決が必要になります。そこで議会としてはチェックがききます。だから、先ほどの御懸念のようなこと含めて、この議会の場で御議論していただければいいということになります。

それからもう一つは、前の議会で助役の方から申し上げておりましたように、指定管理者を議決いただいて、そして指定管理者が運営をします、5カ年間ですね。毎年の運営状況、これは収支含めて、議会に報告をしますと約束をしておりました。そういう中でも、既に指定管理者に指定をしたところについての状況も議会は、いわばチェックもきくと、こういうことになります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

済みません、終わりにしようと思いましたが。

それじゃ、委託と指定管理者と、具体的な違いはどうなんですか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

ちょっとわかりにくい説明になろうかと思います。ちょっと説明に自信がございませんが、今までの委託については、管理委託というような呼び方がわかりやすいかと思いますけれども、例えば、かぎの管理の委託とか、具体的な管理ですね。事務とか業務、特定の部分について管理を受託したところがそれを執行していくと。一方におきまして、指定管理者におきましては、地方公共団体が議会の議決を受けて指定を行いまして、この管理そのものを代行していくと。全体的に管理を代行していくというのが指定管理者制度の大きな違いではなからうかと思っております。

それで、もう少し具体的に言いますと、管理の事務、具体的な個々の業務とか事務について委託を受けた人が管理をしていくというのが管理委託制度、従前の委託の形態でございます。そして、従前の管理委託契約には、その施設に対しての使用の許可権限、こういったものはございません。そして、基本となります形態は契約というような形態でございます。一方、指定管理者につきましては、施設の使用の許可の権限もこの指定管理者が持つようになります。そして、指定管理者の委託をする地方公共団体は、設置者、我々が責任は持ちますので、その責任を果たす立場から指定管理者に対して必要な指示等が出てきた場合にはその指示を行うというようなことが指定管理者の制度でございます。従前の委託の契約に対しまして、協定というようなことで、指定をしますので、契約ではなくて協定というような法律上の使い道ということでございます。入札の対象ではないと、議会の議決を受けて市町村が指定をいたしますので、入札にはならないというような見解でございます。

ちょっとわかりにくいかと思います。以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりましたとは、ちょっと私もまだ、説明する人のわからんぎ、私もわからんわけです。わかりました。そういう意味のわかりましたじゃないですよ。終わりますがね。

ずっといろいろ聞きよったら、そのうち市役所は何ばすところになつとかなと。市長と助役と部長の4人おっぎ、もう何も要らんごと、全部ね、指定管理者で、そのうち市役所も指定管理者で、市長選挙なんて、やあやあ言わんでよかごととなつとやなからうかって。本当、そういう心配をしますよ。こがんなぎですよ、200億円じゃい300億円ぐらい、おいが持つとつけんが、私が受けましようかと言う者が出たって、おかしゅうないような時代ですからね。持った者は持っているわけで。そういうね、冗談みたいに言っていますが、事実そう

いうことだって心配をするわけだね。だから、やっぱり、まだ本当に指定管理者制度について私はわかりませんが、その辺は慎重に今後取り組んでいただきたいということを申し上げまして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第8号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．議案第9号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第9号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

議案書では11ページから12ページ、説明資料では6ページとなっております。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が平成17年5月25日に公布いたしまして、この法律は公布の日から1年以内に政令で定める日から施行するということになっております。

この法律の目的は、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、受刑者等の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行うことにありまして、刑事施設は主として懲役、禁錮、または拘留の刑の執行のために拘置される者、また、刑事訴訟法の規定によりまして拘留される者及び死刑の言い渡しを受けて拘留される者を収容し、これらの者に対して必要な処遇を行う施設となっております。

この法律の施行に伴いまして本条例も条文を改正する必要がありますので、これまでの「監獄」から「刑事施設」へ条文を改めるものでございます。

この条例の上位法であります地方公務員災害補償法も同様な改正がなされることになっております。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第9号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第10号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第10号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書は13ページから17ページ、議案説明資料におきましては7ページから10ページまでとなっております。

この条例は、これまで検討を重ねてまいりました財政基盤強化計画に基づく改正でありまして、平成18年度から鹿島市行財政改革大綱として実施いたすものであります。

改正の内容は、議案に掲げておりますように、教育委員長、教育委員、選挙管理委員会委員長、選挙管理委員、監査委員、農業委員会会長、会長代理、農業委員等の各行政委員会の

委員の皆様初め、その他鹿島市の各種委員会委員、審議会委員などの皆様方の報酬を一律2%の削減をお願いいたしたく、今回この条例の改正をお願いいたすものでございます。

改正後の報酬につきましては、100円未満の額を四捨五入いたしまして、額を100円どめといたしております。

この条例が可決となりますと、削減効果額といたしましては年間1,044千円となるものでございまして、5年間では5,220千円ということになります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの御説明の中で、ちょっとお尋ねをしたいと思いますのは、今の財政難の中でこういう形をとられているわけですが、一概に一律にこうというのもどうかなというのがあるんですが、私も審議会なんか行って、5,100円ももらっていいかなと思うような状況のときももちろんありました。時間的な問題を考えても、内容の問題を考えてもね。そういう面では、全体的にはこういう形をとらざるを得ないかなという面もありますが、例えば、いろいろ仕事のですね、任務のありようによっては、これでいいかなと思うものがあるんですが、例えば、交通安全指導員さんなんか、年に76千円ということで、これが74,500円ということになっていますね。私は、現在のもの自体にしても、交通安全指導員の人たちの仕事を見ておりますと、本当に皆さんたちが遊んでいるといえますか、お正月だとか年末だとか忙しい時期に指導員さんたちがみずからその仕事に携わっていらっしゃる姿を見たときに、こういう年収でいいのかなというような感を持ちますが、ちょっと関連しますのでお尋ねしますが、交通安全指導員さんは年に76千円という報酬をいただいているわけですが、ほかに何らかの形での対応がされているんですか、交通安全指導員さんには。それがあるかないか、その辺はどうなんですかね。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

松尾議員の方から、交通指導員さんの報酬ということで御質問がありました。この年額76千円のほかに、交通指導委員会の組織に対しまして運営交付金を200千円ですか、支出をいたしております。また、その他、交通指導員さんが何かの行事で行かれたときは、その団体から幾らかの謝礼が出ているものと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

組織に 200千円は、それは別として、やっぱり本当に大変な仕事だと思うんですよね。もう皆さん方がよくその仕事は御存じだと思いますが。だから、そういうまだずっといろんな、ここに上がっている分を見ますと、ほかにもそういう部類のものが、私も全部は十分には検討していませんが、そういうのがあるんじゃないかなと。例えば、これもそうですね。放課後児童指導員なんていうのもね。これは月ですね。それにしても、そこに携わっていくということで、特に今子供たちの安全の問題などもありますので、そういうやっぱり業務によっては引き下げをしていいのかなというようなところもありますね。その点については私は、ぜひ今後検討をしていただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

よく存じておりませんので、ちょっと教えていただきたいと思うんですが、それぞれ各種委員さんのポストがずっと書かれておりますが、これは交付税措置をされときの基準財政需要額の単価として対象になっているものの中にはありそうな気がいたしますけど、あるとすればそれぞれちょっと、どのポストがそうなのか、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

谷口議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

済みません、急な御質問でございましたものですから、交付税の需要額の部分の資料をこちらの方に持ち合わせておりませんので、詳しくにつきましては後ほど御提出申し上げたいと思いますが、今私の方で基本的にお話しできる部分につきましては、概算という形でお話をさせていただきたいと思います。額につきましては、ちょっと先ほど申しましたように、手元に持ち合わせておりませんので、項目につきましてお話をさせていただきたいと思います。

基準財政需要額につきましては、基本的に各市町村が標準的な行政を行うために行う経費を措置するということでございますので、ここずっと上がっておる部分につきましては、大なり小なり、ほとんどの部分につきまして基準財政需要額の中に、額はともかく算入されているものと認識をいたしております。鹿島市独自でつくっている部分もございます。それから、名称なんか国の方では統一した形になっている部分、そういう誤差はございますけれども、基本的には交付税の基準財政需要額というのは、先ほども申しましたように、標準的

な市町村の行政運営を反映する一つの手法でございますので、このあたりにつきましての委員さんについては、ほとんどが算入されているものと認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

何でこういうことを聞いたかといいますと、かつて広域消防の常備消防の、これも財政措置、交付税の基準財政需要額の単価に基づいた交付税がされておるわけですね。当時の2市10町で構成して、それをそっくりそのまま提出していただいて運営がされているというような形が原則だったんですが、中には、交付税措置されたものをへべくって、100%出さずにね、8割程度しか出さないという自治体も、これは過去のいきさつがあったのかもわかりません、統合する際のね。そういうものが長年続いておったという経過があつて、それはかなり是正をされてきたというふうに思っておりますが、それとはちょっと話のレベルが違うわけで、交付税措置をされる需要額の単価と、本市の給与とか賃金水準、その実勢相場との違いは私は認めますが、その内容については、今財政課長から答弁がありましたけど、今直ちには出せないにしても、ほとんどのポストがその対象になっておると、交付税措置のね。ということであれば、そのポストの披瀝と需要額の単価がどの程度見積もられているのかという点については、後日資料としてお知らせをいただきたいということを確認いたしたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

谷口議員の2回目の御質問にお答えをいたしたいと思います。

今議員申されました形での別途の資料につきましては、後日提出をいたしたいと思います。

ただ、ちょっと少し補足でさせていただきたいと思いますが、基本的に先ほど基準財政需要額というのは標準的なある市町村での需要額を算定する一手法でございますので、例えば、じゃ、市長の給料が幾らなのかと、一応上がってはおります。ただ、それは基本的な国全体での標準的なものであるということを御理解いただきたい。ですから、出した数字と我々が今までずっと積み上げてお願いをいたしております報酬額と差があるのは、これはいたし方がないのかなという部分でですね、で交付税で算入されておるので、それを全額報酬として出さなければならないという議論にはなかなかなじみにくい資料になるのではないかなということを御理解いただきたいと思います。

と申しますのが、基準財政需要額で算入されております需要額は、基本的に79億円ぐらいでございます。鹿島市の予算130億円、もうそこで差が出ているという部分を御理解いただ

きたいと思います。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私も冒頭言っておるように、実績相場は認めますから、やっぱりその地域の相場というのは、これは認められることなんですよね。だから、それは認めますが、率直に、正直にです、その数値も含めて出していただければというふうに思っています。そのことについての批判は予定しておりません。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をいたします。

この条例につきましては、昨年の人事院勧告に基づくもので、国家公務員等の給与改定に準じまして鹿島市職員の給与を改定いたしたく、御審議をお願いするものでございます。

議案書では18ページから32ページまで、議案説明資料におきましては11ページから14ページまでとなっております。

まず初めに、昨年の人事院勧告は2本立ての勧告となっております。まず1点目が、昨年11月の臨時議会におきまして御承認していただきました給与、配偶者に係る扶養手当、勤勉手当の改定、改正でございました。2点目が、今回御審議をお願いいたします昭和32年以來の50年ぶりとなります給与構造の抜本的な改革の実施を求めた勧告でございます。

具体的に申しますと、これまで全国一律となっております公務員給与の見直しということ、また、民間賃金の地域差を公務員給与にも反映させるという内容になっております。これは給料表の水準を平均4.8%程度引き下げまして、民間賃金が高い地域に3%から最高18%までの地域手当を支給するというものでございます。

次に、これまで職員は年1回の定期昇給があつておりまして、昇給月は職員でそれぞれ違いますが、年4回、4月、7月、10月、1月のいずれかの月に昇給をいたしておりましたが、この昇給月を19年から1月1日の年1回に統一するものでございます。

また、給料表の号給、これまでの号給を1号給を4分割いたしまして、細分化することになりまして、現在の給料表は職務の級が1級から9級までとなっておりますが、改正案ではこの職務の級が1級から7級までということで改正になるものでございます。

それでは、議案書、議案説明資料によりまして御説明をいたします。

まず最初に、議案書の20ページをお開きください。

別表の行政職給料表の改正から御説明をいたします。

これまでの行政職給料表は、先ほど申し上げましたが、職務の級が1級から9級までの給料表でございました。今回、この改正によりまして、この給料表を1級から7級までの給料表にいたすものでございます。

議案書の26ページをお開き願います。

附則別表第1、職務の級の切替表でございます。旧の級、古い方の級ですね、改正前の給料表の職務の級は、1級から3級までが吏員、一般職職員ということになります。4級から6級までが主査、係長、その相当職の職務、また課長補佐の職ということで、4級から6級までを主査、係長、その相当職、課長補佐の職といたしておりました。7級が課長補佐、課長の職、8級が課長の職、9級が部長の職とした職務級となっております。今回の改正で、これまでの1、2級を新1級、これまでの3級を新2級、これまでの4級、5級を新3級に、これまでの6級を新4級、これまでの7級を新5級、これまでの8級を新6級、これまでの9級を新7級に改めるものでございます。職務の内容で申し上げますと、1級から3級までを吏員、4級を主査、係長の職、5級は課長補佐、6級は課長、7級を部長の職といたすものでございます。

次に、旧給料表から新給料表への切りかえ格付につきましては、議案書の27ページをお開

き願います。27ページから32ページまででございます。

附則別表第2、これが旧給料表から新給料表への切替表となっております。例えば、平成18年3月31日現在で旧給料表で何級の何号給にいるのか、昇給月は何月で、その号給はその昇給月から何カ月間を経過しているのかによりまして、新給料表の職務の号給へ格付することになります。しかし、この場合、冒頭に申し上げましたが、今回の改正は給与構造の抜本的な改革を実施するものでありまして、また給料表の水準は平均4.8%の引き上げとなっております。また、中高年齢層につきましては7%という引き下げになるものでございます。旧給料表から新給料表に格付をいたした場合は、1、2級の職務の級にある者につきましては給料月額が変わりませんが、3級以上の職務の級にある職員につきましては、新給料月額が旧給料月額を下回ることになります。その場合は、経過措置といたしまして、新給料月額が旧給料月額を上回るまでの期間、その差額を支給し、現給保障を行うということになっております。新給料月額が旧給料月額を上回るまでの間は、この差額を支給して現給保障するということになります。

それでは、改正する条文について主なものを説明いたします。

議案説明資料の11ページをごらんください。

議案説明資料の左の欄、新の欄をごらんいただきたいと思います。

第5条第2項の規定につきましては、昇格の基準は規則で定めるというものでございます。

第5条第3項の規定につきましては、昇給は昇給前1年間の勤務成績に応じて行うという規定でございます。

第5条第4項の規定につきましては、これまでの給料表の号給、1号給が4分割した給料表となりますが、良好な成績で勤務をした職員の昇給号給は4号給を標準とするということで、これはこれまでの1号給を標準とするという規定でございます。

これまでの1号給を分割し細分化した大きな理由ですが、これは査定昇給の導入ということ、勤務成績を号給に反映させる制度の検討がなされておりました、その実施に向けた改正となっております。

第5条第5項の改正規定でございますが、55歳を超える職員を4月1日以降に昇給させる場合は、標準は4号給であります、これを2号給とするという規定でございます。このことによりまして、これまでの56歳の昇給延伸、58歳の昇給停止の規定は廃止となるものでございます。

第5条第6項の規定でございますが、昇給は職務の級、給料表の最高号給を超えてはならないということになりまして、これまでの枠外の昇給制度がなくなりまして、昇格をしない限りその職務の級の号給は据え置きになるというものでございます。

第5条の2の改正規定につきましては、休職または休暇をしていた職員が復職した場合におきましては昇給月が1月1日に統一されることに伴いまして、昇給時に号給の調整をする

という規定でございます。これまでは期間短縮ということで調整をいたしておりますが、今回は復職時に号給の調整を行うというものでございます。

第20条の勤勉手当の改正につきましては、昨年の人事院勧告におきまして年間の支給率が年1.45月分となりましたが、その支給率を6月期、12月期、それぞれ100分の72.5月分とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

過日、全員協議会でも確認といいますか、議論をしておりましたので、この場の本会議で確認の意味でもう一回御答弁をいただければと思います。

基本的に、こういう職員の皆さんの労働条件の基本、根幹をなす給料表の改定ということですので、十分これは労使で協議をされた上で、合意に達した上でここに提案をされているということを前提としているものというふうに思っております。やむを得ないのかなというふうに思っております。何でこんな面倒くさい給料表にいじくり回さにやいかんのかと、まず率直にそういうふうな気もしますが、本市の給与体系が、本市に限らずですけど、人事院勧告を、つまり国公表を適用して實際上の給与を運用しているという現実からすれば、その国公がこういうふうに変えたから、うちは従来どおりいくといったって、独自給料表をつくらん以上は、あとはあてどもない来年からの給料になり得るということですので、これは国公表をそのまま適用する基本的な考えがある以上、やむを得ない措置だろうというふうに、大前提として思います。

ただ、一つ気がかりなのは、良好な成績をもって勤務した場合は4号給、つまり従来どおり1号給ずつ上げますよということですので、これは一つの安心の担保だろうというふうに思いますけど、それ以降のくだりがちょっと気がかりなんですね。そうでなかった場合は2号給しか上げないと。従来1号給上がっていたものが0.5号給しか上がらないという計算になりますね。あるいはまた、特に良好だった場合には6号給上げてよろしいと。さらに良好であった場合は倍額の8号給上げられるというような内容になっているということで説明をされてきておりますが、それをだれが一体どういう尺度を持って評価するのかと、これが非常に運用上問題が出てくると思うんですね。その特例を適用するということになれば。その特例適用というのを想定されているのかどうなのか、そこら辺について市長の基本的な考え方をお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

ただいまの谷口議員の御質問は、この前の前回の全員協議会の席でも指摘を受けておるところでございます。現在、国におきましては、管理職、課長、課長補佐を対象とした試行を行っているところでございます。各自治体、市町村につきましては20年の1月から査定昇給の導入というようなことで話が来ている段階でございます。鹿島市におきましては、当面はこれまでどおりの評価を実施しながら昇給させるということになると思いますけど、このことにつきましては国や県、また他市の状況等を見ながら実施していきたいというふうに考えるところでございます。

先般、人事院の方から、この昇給制度に係る運用指針というものを入手いたしておるところでございます。この昇給制度の運用指針ということの目的ですが、国民の期待にこたえるよう行政運営の質的向上を図っていくためには、実績を上げた職員に対して、それに応じた処遇を実現することが重要であるという目的となっておるところでございます。

また、特にすぐれた勤務実績評価をしたという、その適用区分がございまして、これを幾らか読んでみますと、繁忙度、大変忙しいときとか、緊急度、困難度が高い業務を遂行し、特に高く評価できる成果を上げた場合とか、組織における重要度が高い業務を遂行し、組織としての成果の向上に特に顕著な貢献をした場合とか、高度の知識、経験等を有する業務を適正に遂行し、特に顕著な業務処理能力の伸長が認められた場合とか、そういう場合はAというような昇給をさせてもいいということになっております。

また逆に、普通、標準以下の場合の適用ですけど、注意や指導を受けたにもかかわらず怠慢によりまして担当職務を遂行せず、これによりまして行政サービスに支障を生じさせたとか、ほかの職員の業務負担を増加させた場合とか、また、注意、指導等を受けたにもかかわらず職務遂行上ミスを犯して、これにより関係者との信頼関係が損なわれたということで職務遂行に悪影響を及ぼした場合は、標準以下の昇給ということになっております。

これにつきましては、運用についてはその期間等を考慮しながら、また回数についても余り過度にならないような回数とか期間を想定しなければならないということの運用指針が示されております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

恐らく、運用指針というのはそういう形のものにしかないと思うんですね。問題は、それをどう運用するかということだろうと思うんです。問題は、その運用のあり方について、従来あったということではありませんけど、恣意的、情実的な運用があるという疑いが持たれるようなことが部内で話になってみたり、そういうものが伝わるようなことがあっては、やっぱり職員、行政組織の士気にかかわるといって重大なものに発展していく可能性もあるわけであって、その運用には非常にやっぱり慎重でなければならないし、客観的でなければ

ならないという点からの本市における運用をどういう形で公平を期すかという担保は、やっぱり特別に検討をされておくべき必要があるというふうに考えます。

今、総務省の方から一つのそういう指針というものが出たというばかりですので、本市も具体的な運用のあり方については今後の検討事項ということになってはおりましょうが、部内の組織として受け入れられる、しかも、住民が見ても非常にそれは客観的な運用のあり方だというものに、やっぱり仕上げていただくということが非常に肝要ではないかというふうに考えますので、そこら辺についての決意といいますか、基本的な考え方について市長の考えをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

実は、この問題は、私は市長に就任しましてからすぐ着手するように命じました。というのが、だれが見たっちゃ一生懸命やりよる者と、だれが見たっちゃそうじゃない者の給料が一緒ということは、僕はおかしかなと思うと、我々民間感覚から言えばね。ということで、ずっと歴代の総務課長、総務部長にこの宿題を出しましたが、結局、今申されるようなことで私も今まで実行しないでいるわけですね。それぐらいですね、客観性をどれくらい、客観性と照らし合わせて合致するようなことになるのかどうか。

あるいは、例えば、ここまでも言うた。10段階で評価のあつてすつですね。そいぎ、評価の1と評価10ぐらいは、まあ、大まかだいでん納得すつごたつことじゃなかろうか。このレベルが少しずつ上がっていくに連れて、その際というのはわかりませんよね、実際ね。だから、実施するとしたら、そういう極端な例から実施するのか。まだ、それはわかりませんよ。それぐらいですね、この16年間、とうとうこれは着手できないで私自身もおりますというぐらい、慎重にこれは取りかかるべきだという判断のもとに保留でしております。そういう気持ちを持っております。

○議長（小池幸照君）

ほかに。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。給与の構造改革といいますか、この辺については、この鹿島市だけがこれに同意をしないで、賃金といいますか、報酬をやっているかどうかというのは、非常にこれは全くできないということで、このことについて云々というよりも、先ほど申されましたように、今回一番この問題で懸念されるのは、今査定昇給については今のところやらないという方針が出されて、一安心というところでもございますが、この辺については先ほど申されましたように、こういうふうな労働条件の変更等に伴うときは、やはり労使の話し合いというものが大前提になっているということで、その辺については大方のところ

同意がなされて、苦渋の、お互いの働く側、またそれを使用する側も仕方がない、いたし方がないというところでの出発がなされているというふうに私は判断をしています。

ですが、こういうふうな勤務成績等に基づく昇給制度というふうになりますと、やはりいろんな面で不都合といいますか、都合がいいときと悪いときと、市長の今のいろんな苦悩が、16年間の苦悩がなされましたが、これをいずれかはすることになるだろうという予測のものの、これは改定だと思います。そのことをやはり重く受けとめて、これに立ち向かっていかなくてはならないと。

これは市長が決めるわけでもなく、国が決めることですので、市長の考えでどうこうにもならないわけなんですけど、ここで私たちがお願いしたいのは、これの人事院評価制度の確立ということで、このような査定制度が設けられるというふうなときの段階では、やはりこの議会等にも出されると思いますが、職員の信頼、このことに対する信頼、納得というのが得られるのは、やはりきちんとした人事評価制度の確立がなされてこそ、この制度が納得がいたり、また信頼が得られるものになると思います。その得られた中でも、またそれぞれの問題が浮上してくると思いますが、それはやはり公正公平といいますか、簡単に言葉で言いますが、この辺の取り扱いが難しいし、そしてこれをまた透明性にしなくては、また信頼がなりません。そして、これがまた客観的に見ることができないと査定も難しいと。そして、それぞれ労使ともに納得がいく、そのような4原則といいますか、これがないと人事院評価制度の確立というものがなされないと思いますので、ぜひその辺についてそれを何とかですね、その辺が要件がそろわないと、当市としては人事院勧告のこのような改定があらうと、それには踏み込むことがないように、ぜひ粘ってほしいと思いますが、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

先ほど、人事院の昇給制度の運用指針を読み上げましたが、この読み上げた内容を申しますと、結構厳しい条件になるのかなという、私自身の認識は持っています。これに鹿島市を当てはめた場合、何の職員が該当するのかなということも考えているところでございますが、先ほど申されました透明性等は、これについては私ども担当の職員と話をしていたわけですが、これが余り表に出ますと、この職員は上がとらんばん、この職員は2号しか上がとらんばん、この職員はなし上がったっちゃろうかにやというふうなことで、職員間のことでもいろんな問題が生じてくるのではないかとということで、その透明性につきましては慎重に対処していかなければならないなということを感じております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

その辺、難しいわけなんです、公正公平、これは当たり前ですね。この辺について、また客観性というのも、これも当たり前であって難しいと。そして、お互いが納得するということも難しいわけなんです、この最後の納得について、透明性がどうなのかがまたかわってくると思いますが、普通、民間の査定といいますか、上司が例えば自分が持っている課の職員を査定して、このAさんについては何々とか、そういう査定が今行われている会社がありますが、そのときやはり面談をしたり話し合いをしたりして、こういうふうにしますよと、了解を得ている会社もあるように聞きます。それで本人の納得が、賃金がことは、例えば5千円上がるとしますね。そして、それをやはり差をつけるというふうなところで、それぞれのちょっとした話し合いをしながら、それぞれ納得までいなくても、しょうがないなというところで、ことは頑張ったから少し上がるだろうとか、ことはちょっと余り、頑張ったけど成績が上がらなかったから仕方がないなというふうな、お互いの話し合いで微々たる調整がなされて決まっているというふうな会社もあります。

そういうところで納得がいけば、それは透明につながるというふうに思いますし、それをすべての人に公表するのではなくて、個々の納得が得られると、そういうふうな原則がまず必要じゃないかと思うわけです。それで、まだこれが始まっているわけでもありませんし、今後これを取り入れるとしたら、やはり職員の信頼と納得が得られる、そして人事院評価制度の確立というものが、これが人事院の方から今指針という方向、運用指針ですか、言われましたが、そのようなものがきちんと出た時点で、やはり労使の信頼、または納得、そのようなものの話し合いをしていくんだというふうな、そういう方向性についてはいかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

人事評価につきましては、先ほど課長も申し上げましたように、その詳細については明確でございません。ただ、現実的に、これだけ職員の数が減少をしまいと、昇進も少なくなる、それから給与につきましても大幅な引き下げが続いております。この中でどうして職員のやる気、これを引き続き持ってもらうか、ここらが一番の課題になってこようかと思っております。先ほど市長も申し上げましたように、一生懸命やる職員、そうでもない職員、ここらあたりの処遇の差が出てくる、このシステムをどう組み上げていくかということが最大の問題になってこようかと思っております。それで、ここらあたりの人事評価のあり方、それからそのやり方、ここらは研修などを通じまして十分に我々も習得していくというようなことが必要になってこようかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ぜひ、今後の問題で重要だと思いますので、研究になるかと思いますが、よろしくお願いします。

それから、今申されましたように、6年間、人事院勧告はマイナスが続いておるわけですね。そして、今回4.8%平均、それから50歳以上は7%の減ということで、ますます切り下げがなされてきています。そういう中、こういうことが、賃金は下がるわけで、これに伴い退職金も下がっていく、そしてひいては老後の生活である年金にも影響していくというふうに考えますが、この辺についての生涯賃金といいますか、については大体どのくらい、平均でいいですが、どのくらい下がるのでしょうか。年齢でまた違うと思いますが。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

今、生涯賃金のことについて御質問がありました。この生涯賃金につきましては、高卒とか大卒とか、そして部長まで昇格した、また課長補佐で退職したとか、それぞれ違いますけれど、高卒で入社して、そして係長で退職した場合、生涯賃金では18,000千円の現行と差が出てまいります。少なくなります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

18,000千円といいますか、すごい金額なんですけど、この50歳で7%ということで、この50歳ごろが家庭の中においては普通は子供たちの教育の問題とか、いろんな面で大きな多額の金額が必要なときにこういうふうに頭打ちになるというふうな気持ちで、非常に私自身も考えさせられています。これがいいか悪いか、これは国が決めるので悪いに決まっておりますが、こういうふうなものもやはり頭に置きながら対応をしていかなければならないというふうに思います。

それから、こういうふうな、私たちここで今、鹿島市役所の職員の賃金について語っておりますが、このことが私たちの住んでいる地場労働者、また中小企業ですね、そういうところにおける地域経済というふうなものに、私は影響を与えるんじゃないかと思っていますが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

公務員の給与の決定原則というのは、御承知のとおり、人事院が民間の給与を基準として基本的には決定していくわけですし、本市としてもその決定原則に従って行っております。したがって、いわゆる卵が先か鶏が先かの話になってくるとは思いますけれども、本市の給与が民間に影響を与えるのか、民間の給与が本市の給与に影響を与えるのかということになってきますが、私たちはあくまでも民間の準拠ということで給与決定はなされているというふうに理解をいたしております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

その考え方がですね、そういうところでの基本的には人事院勧告というのはそういうものでつくられて、そういう理解をしながらのこういうふうなものになっていると思いますが、事実は私はこういうふうなところのものが目安となったりしながら、地場の労働者の賃金の決定のときに目安とされているというふうに思っています。このことにおいて、地域経済での影響ということで、これは九州大学大学院教授の藪野さんという大学教授の試算によりますと、今回これが実施されますと、佐賀県内でのマイナス経済効果は2.26%で、金額にしたら424億円になると。失業率も、現在の4.8%からさらに1.35%増加するというふうな試算が出されています。ということは、地方においてはやはりこういうふうな逆の経済効果をもたらすというふうになっておりまして、今回のような給与見直しがなされると、こういうふうな問題点が出てくるといえるものも、やはり私たちは自覚をしながらやっていくべきじゃないかなというふうに私は思っています。ですが、今部長や助役が申しましたような考えというのは、これは教科書どおりの御答弁であると思いますので、ここで私が言ってもしょうがないと思いますが、私の考えはそうであります。

最後に、私はもうお願いという形にしかありませんが、こういうふうなものが通った場合、やはりいろんな問題で評価制度の確立については今後大きな問題が出てきますので、この問題を進めるに当たっては、苦情処理制度の整備というものを早目に立ち上げてほしいと。それから、進めるに当たっては、やはり働く者、そして使用する者のお互いの両方のことが必要ですので、労働組合の関与、この2要件をやはり備えながら進んでほしいというふうに思いますが、この辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

今回の給与構造改革の条例、職員給与改定、また次に出てまいりますけど退職手当関係の改正条例等につきましては、これは職員組合とも昨年度末から7回程度の真剣な話、交渉をしながら、今回大筋で合意をしたところでございます。今後も、組合とは一生懸命誠意を

持って対処をしていきますし、また組合の提案等も参考にしながら、今後も精力的に一生懸命お話し合いを進めて、議員が申されました指摘事項につきましても検討していきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。今、お二人の議員からも言われましたが、私はやっぱり今回の案件について一番問題なのは、勤務評定をなされていくということですね。特に、先ほど部長がやる気をどうするかということで、そういうのが根底にあるということですが、勤務評定をして、そして昇給を多くしたり少なくするというのが職員のやる気を出すものとなるのか、まずそこをお尋ねします。市長、どうぞ。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

一つの考え方として、やっぱり一生懸命頑張ればそれだけの評価があるということは、私はやる気につながるというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

皆さん、一生懸命やられていると思うんですよ。それはいろいろあると思いますよ、それぞれね。それから、仕事の内容も違いますからね。全協のときも私は言ったかも知れませんが、例えば、営業活動のようなもので数的に具体的に上がってくるものじゃないですよ、行政の仕事というのは。本当に見えない地味な仕事もあるんですよ。そういうところが目に届かない部分もたくさんあると思うんですよ。私は、まさに今回の導入というのは、今、小泉内閣が進めている対立構造をつくり出すといいますか、格差を広げていく、まさにそのものがここに具体的にあらわれてきた証拠じゃないかと思うんですよ。こういうのをやっぱり私たちはもう少し深く考えながら取り組んでいかなくちゃいけないと思うんですよ。

特に、今回は 4.8%の減ということで、こういうことになって、さらには先ほどここに出ているように、状況によって昇給のやり方が変わってくるとなりますと、皆さん、お座りになっている方もそうでしょう。生活設計立ちますか。生活設計立たないと思うんですよ。大学にやっている人もあるでしょう。今から大学にやらなくちゃいけない人もあるでしょう。家を建てて、くうくう言うて、たばこ代でん、かあちゃんからやつともらっているという人もあるんじゃないですか。そういう中で、ますます先が見えなくなってくるという、こういう状況だと思うんですよ。

私は、一番やる気が出るのは何かというと、まずは自分たちの生活がいかに安定できるかということじゃないですか。家で、ローンば払う金の足らんばいて、かあちゃんからやあやあ言われてきて、そこに座っとしてですよ、安心して仕事できますか。市民の皆さんから相談を受けた場合に、本当にその気になって対応できますか。私は、これは問題だと思うんですよ。そういう事態を今さらにつくり出そうとしているのが今回のこの改正だと私は思いますが、私が思い過ぎでしょうかね。と思います。これは答弁は要りませんがね。

それで、具体的にお尋ねしますが、今回平均 4.8%の減ということですが、これが18年度の財源にどれだけ影響するんですか、まずお答えください。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

この平均 4.8%の減と申しますのは、給料表上の比較によります 4.8%の減でございます。今もらっている収入については、先ほど申しましたように現給保障されるということになります。新給料表が古い給料表をオーバーした場合には、そこで変わってまいりますけど、オーバーするまでは今現在もらっている給料がベースになります。それを現給保障はされるというものでございます。

御質問の給与構造改革、職員給与条例の改正に伴います影響額でございますが、17,000千円でございます。その17,000千円の内容でございますが、昇給がないということですね。1、2級を除く職員についてはもう昇給がないということ、それに伴います管理職手当、期末・勤勉手当、超勤手当等に影響をいたして、また共済費にも影響をしてまいりますので、その影響額が17,000千円ということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

じゃ、もう一点これに関連してですが、この17,000千円に係って税収への影響はどれだけになりますか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

ただいま、この給与構造改革に伴う額が約17,000千円程度ということで、これに対しての税収ということでございますけれども、税収はそれぞれの所得によって算定をしておりますので、この部分については積算をしておりませんし、算出の資料としても手持ちがございません。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

税収への影響額ということで御質問がありました。今、単純に計算をいたしまして、17,000千円を職員数 274名で割りますと62千円ということで影響があります。62千円の税率、これは収入ですので、所得に直した場合、もっと低くなりますけど、その1割から 1.5割とした場合におきましては五、六千円の影響が出てくるのかなという感じを持っています。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

5条の2の部分で質問したいと思いますが、ちょっとよくわかりませんので、具体的にお尋ねをしますが、例えば、女性の方が産休でお休みになって、育児休業までとって、出てこられた場合に、具体的にどうなるんですか、給与は。その辺についてお尋ねします。（「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

当局の答弁を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

どうも失礼をしました。

病休等で復職した場合はどうなのかと、その期間中はどうなのかということでございます。

育児休業等で復職した場合につきましては、その期間は2分の1を見るということでなっております。これは、これまで従前は昇給短縮ということで2分の1は2分の1なんですけど、例えば、12月を休んだ場合は6月分は勤務をしたということで、その短縮をしていました。例えば、通常12月で1号上がるものを6月を短縮させるというようなことで、通常12月が延伸である場合は6月分は勤務をしたということで短縮措置をとっておりました。今回は、このことにつきましては、1号給が4号俸ということになったものですから、2分の1を勤務をしたと見ることになりましたので、2号給は昇給させるということになります。通常だったら、4号給を昇給させるわけですけど、今回の改正につきましては復職時に2分の1は見るということで、2号給の昇給ということになります。その期間のとり方につきましては、病気休暇等につきましては3分の1を見るということになりますけど、育児休業等の場合には2分の1を見るということで、そのような改定になるものでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

育児休業中は2分の1を保障するというわけでしょう。復帰してもそういう形になるということですか。ちょっと私がよく理解……。休業中は2分の1を見る、復帰した場合にはどうなるんですかね。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

育児休業につきましては給料の支給はありませんので、その期間につきましては2分の1の期間を勤務をしたということにみなすという規定でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

じゃ、復帰したときが大体は順調に上がる分を半分にするということね。

私は、今回の一般質問でも少子化対策の問題も上げましたが、今、よく報道でも少子化対策問題、大きな社会問題となって流れておりますが、やっぱり多くの女性の人たちの中に、どうして子供を産まないかというような中で、やっぱりまずは勤めていたのを子供を持ったらやめなくちゃいけないというようなところもちろんありますね。それと、給料が下がるというような、そういうものもあるわけですよね。だから、何か一つぐらいよかとばとってようなかですか。

鹿島市役所、例えば、子供を、それは個人の子供でしょうがね、これからの鹿島の宝、本当、今一人一人がこれからの鹿島の宝物ですよ。この人たちを市の職員が鹿島の宝物を授かって戻ってきたときに、本当に安心して子供を育て仕事もできるように、同じような条件で復帰をするというようなこと、それはその運用でいいわけでしょう。今一生懸命協議をされたのは、具体的なことがなかったから今協議をされてきたんじゃないかと思いますがね。だから、これくらいさ、1年に100人も200人も市の職員が子供を産むわけでもないでしょうしね。だから、これくらいはさ、鹿島の少子化対策の進んだ一つとして、どうですか。産休を明けてきたときには、産休に入る前に戻って同じような条件で対応していくというような、そういうお約束してくださいよ。それくらい少子化対策を重要だと考えているならやれるんじゃないですか。今何人ぐらいですか、年間、市役所の職員の人が産休で休むのはね。わずかだと思いますよ。ちょっと私も数字的には調べていませんが。その辺いかがですか。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

基本的には、育児休業法に基づく制度では休暇中は無給というふうになっているというのは御理解いただいていると思います。そういう中で、地方公務員法の中でも制度的には法でそういうふうに定めておりますので、独自で私の方でその分について云々というのは、ちょっと困難かと思います。ただし、休業期間中については別の制度で休業補償制度がありますので、その部分でカバーできるんじゃないかと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

きのうまで一般質問がありましたが、特にＪＲ長崎本線の部分で論議をしてきたんですが、国が言うけんが国の言うごとてじゃなくて、そこそこの自主性もあるじゃないかと、あれでは盛んに言ってこられたんですよ。こういうのだって当てはめられるんじゃないですか。例えば、今度のこの給与の条例改定にしたって、やっぱりね、それは財政的にはいろんな問題もあるでしょう。国との関係、県との関係もあるでしょうが、自主性はあっていいと思いますよ、私は。そういう中で、特に今社会的な問題、鹿島市でも大きな問題である少子化対策ですね、子育て支援の関連で。ぜひその辺については、私は、ここで御答弁いただければ、これからの課題として取り上げていただきたいと思います。

とにかく、この職員の給与引き下げというのが、職員の人たちの生活を非常に大変な目に持っていくのは事実ですが、この影響というのは鹿島市の経済にも大きな影響が来るわけですよ。例えば、先ほどおっしゃいましたが、17,000千円の影響だと。それだけ手に握らんわけですから、まちに落ちる金も、それが全部落ちないにしても、大変な影響ですよ。今本当に鹿島市の商店街、大変な状況ですね。だから、そういうのにも一つのこのことがすごく大きな影響をしてくる。もちろん、言わせれば、これだけのお金がほかの形で市民にプラスになっていますよと言われればそれまでですが、しかし、やっぱりその辺については職員の人たちの今後の、今までの生活を維持し守っていくという立場、それから、そういういろんな影響というのを考えて、私はもっと自主性を持った取り組みをやる必要があると思うんですよ。

特に、今回だけの引き下げじゃないですね。これまで引き続くいろんな改悪の中で大きな打撃を受けてこられた職員の人たちです。確かに、組合との話も進んでなんということをおっしゃっていますが、職員の人たちも、実際に自分たちが携わって行って、金のがしこなかばいなかばいと言われるっぎ、いんにやて言われんと思うんですよ。提案したあなただって、まともにあった方がいいわけでしょう。だれだって、そうだと思いますがね。

そういう中ですから、あと私は討論に立ちませんが、今回のこの条例案についてはどうしても納得いかないものだと考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。この鹿島市職員給与条例の一部を改正する議案第11号については、私は納得がまだいかないということで反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

今回出されました査定昇給については、国は管理職のみに運用、今試行中でございます。課長補佐、そのような者に導入をし試行されています。そして、20年1月より導入がされるというふうな計画になっているようでございます。

市は、人事評価制度の確立がなされていないというふうな理由で、今回運用はこの辺についてはしないということが答弁でなされました。ですが、数年後に査定による昇給は予想がされます。実質、年俸型賃金をやめて職務、職責に応じた賃金となっていくわけでございます。現給保障というものがなされていますが、これは保障期間があるようで、5年間というふうになっているかと思います。職員全体的で4.8%の減、50歳以上は7%の減というふうなものでございます。地域手当というものが設けられるということでございますが、民間賃金の高い地域に勤務する職員に3、6、10、12、15、18%の6段階で支給がされるというものであるようです。地域間の格差が大きくなり、矛盾が目立ち、何より職務給や同一労働、同一賃金の原則に反するものと考えます。

私は、この地域給というものは、生計費、物価、民間賃金といった地域間格差は、俸給表ではなく手当で行っていくことが適当でないかと考えています。民間には、成果主義賃金を歓迎するという、これは民間に限らず住民の中にもありますが、実態は作為的な評価というものが行われていることもあります。成果主義は、住民に奉仕する公務員とは相いれないと考えます。民間では、公務員並みの賃金を求めている経緯も地域ではたくさんございます。地域給与などの改悪などが問題でございます。競争を招き、サービス低下を招く評価制度という方向性は問題が多いと考えます。公務労働と賃金がどうあるべきか、民間労働者への影響も考えるべき、また、公務員賃金は社会的な規範性を持っている、それが崩されるならば民間は、私はさらに悪くなっていくというふうに考えます。このことがもたらすものとして、賃金格差社会というものを大きく拡大するというふうにつながっているというふうに思います。

今回の給与見直しの問題点は、このような勤務成績表に基づく昇給制度の導入を見込んだ条例ですね。勤務手当の実績反映の拡大を通じた給与面における実績主義を強化するもの、このようなものとして、私は質問の中で職員の信頼と納得が得られるような人事評価制度の確立が前提であるとし、それには公正公平、また透明、客観、納得の4原則と、労働組合の関与、苦情処理制度の整備のこの2要件を具備したものでなければならないというふうに考えます。ですが、この辺については、当市は十分に組合と交渉をし、話し合いをしていくという答弁がなされている段階でございます。また、国においても運用指針というものはこれからの課題というふうに言われています。このことは、国家公務員においては地域間の配分の見直しというふうに言えると思いますが、このような地方自治体においては、これは言えないというふうに考えます。月例給のみならず、一時金、退職手当、年金等の支給額への重大な影響を与えてまいります。

この地域給与導入というものは、地方財政計画における地方公務員の給与費の引き下げ、すなわち地方交付税総額削減をもくろむ、これは地方交付税の圧縮というものに、財務省の意図に沿ったものであるということは明らかと考えます。何回も言っているようでございますが、公務員給与に準拠している中小、地場労働者や地域経済に打撃を与えるものでもあります。地域経済への影響と市、やっぱり佐賀県、こういうふうな小さな県内においては、そのような経済効果はマイナスとなっていくというふうな試算も先ほど申し上げたとおりでございます。

このような観点から私は、この条例については反対討論としたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。なお、1時10分から再開をいたします。

午後0時5分 休憩

午後1時9分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第 5 議案第12号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 5．議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

議案書は33、34ページ、議案説明資料では15、16ページでございます。

この議案につきましても、財政基盤強化計画に基づきまして改正をお願いいたしますのでございます。

説明資料の15、16ページをごらんください。

新旧対照表の右の欄、旧の方をごらんください。

これまでの特殊勤務手当の種類、業務内容につきましては旧欄に掲げておりますが、市税の事務従事、社会福祉業務従事、視聴覚教育従事、排水ポンプ場作業、塵芥収集作業、伝染病防疫作業、行旅病人及び行旅死亡人取扱事務に特勤手当を支給してまいりました。

今回、この手当の見直しを行いまして、平成18年度から左の欄、新の欄に掲げておりますように、伝染病防疫作業、行旅病人及び行旅死亡人取扱事務、また、これまでは塵芥収集作業及び処理作業としておりました業務を動物死体処理作業のみに限定し、それぞれの業務に従事した職員に対して特殊勤務手当を支給するという改正をお願いいたしますのでございます。

この条例の改正に伴います効果額は、年額 3,226千円となるものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．議案第13号 鹿島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第13号 鹿島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をいたします。

議案書の35、36ページ、議案説明資料では17ページをごらんください。

この議案につきましても、財政基盤強化計画に基づく改正及びこれまで出張の際に市長及び助役に支給をいたしておりました日当、宿泊料、食卓料の額を改定いたしたく御審議をお願いするものでございます。

これまで市長及び助役が宿泊を伴う県外出張の折には、日当として1日 2,500円、宿泊料といたしまして1夜につき12,300円、食費を別途要する場合には食卓料といたしまして1夜につき 1,800円を支給をいたしておりましたが、この額をそれぞれ職員同様の額、日当 2,200円、宿泊料10,900円、食卓料 1,500円に減額いたしたく、改正をお願いするものでございます。

あわせまして、これまで杵藤広域圏を除く県内出張の際に支給をいたしておりました日当の廃止、額では1日当たり 750円でございますが、この県内出張の際の日当の廃止についても御審議をお願いいたすものでございます。

また、この改正条例の附則第3項で、鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正を行いまして、第4条の規定中、鹿島市職員を市長及び助役に改めるものでございます。

この条例の可決をしていただきますと、議員の皆様に対する旅費の支給額も市長及び助役同様、日当は 2,200円、宿泊料につきましては10,900円、食卓料につきましては 1,500円となるものでございます。

このほか、教育長、教育委員、選挙管理委員会委員などの各種の行政委員会の委員の皆様の旅費についても、同じ支給額になるというものでございます。

この条例改正の効果額といたしましては、職員分が年間 2,118千円、市長、助役分で年間 35千円、議員の皆様の方の効果額といたしまして 190千円、各種行政委員会の皆様の効果額といたしましては年10千円となるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの、ちょっと私がよく理解していないのでお尋ねしますが、今回、ここで一般職員の人は広域圏内、県内を省かれるということになります。例えば、日当がどういう性質のものかというのは十分に私もわかっていないところもありますが、例えば、旅費については旅費規定で飛行機とか電車とかの運賃が出されると思いますが、現地に到着した後の交通手段なんかには要する経費は日当で賄うということになるんですかね。その辺はどうですか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

お答えをいたします。日当とはどういうものであるかということでございます。

日当は、旅行中、出張中の昼食及びこれに伴います諸雑費、並びに先ほど議員が申されました目的地である地域内を巡回する場合の交通費を補うための費用でございます。金額的には、おおむね昼食代が約半分、その他の費用が約半分というものが日当ということで位置づけられております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

そういうことになりますと、条件によっては2,200円ぐらいの日当では賄い切れないという部分があるんですね。例えば、政府なんかに行く場合に、各省庁なんか行く場合に、時間が限られて、今は本当1日でも半日でも帰ってくるときありますが、例えば、私自身の経験からいきましても、省庁を走り回るときには、どうしてもタクシーを使わんと時間内に回り切らないというような状況もありますね。そういう場合には、およそ2,200円ぐらいの日当などでは食事まで入れて賄えないというような、そういう事態もあると思いますが、そういう場合はみずからでやれということ。私はもちろん出張旅費で行ったわけじゃないですが、具体的にそういうことになりますからね。その辺についてはいかがですか。行った先での仕事に要する足代といいますか、そういうのに対してはその分で賄うしかないというのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

この条例改正につきましては、先般の全員協議会の中でも同様な御質問がっております。旅費につきましては、鹿島市の場合は定額方式という方式を採用いたしております。標準的な実費額を基礎として算出した額を支給することにいたしております。定額方式でござい

ますので、このことは与えられた定額の範囲内においていかに旅費、日当を使用するかは旅行者の自由意志ということになっておりまして、オーバーされた場合は自腹と、範囲内で使われた場合は自分のポケットに入るというようなことで、旅行者の自由意志に任されているものでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。この大変な中ですから、そういうことも必要でしょうが、正直申しまして、飛行場から国会のところまで2千円弱はかかるんですね、タクシーで。あと、省庁が離れているところを走り回ると、1回600円、700円かかると、到底2,200円ぐらいでは交通費だけでも賄えないという現状がありますから、その辺は、そういう走り回りの状況での仕事というのはめったにないかもわかりませんが、そういう実態もありますから、その辺は金がないときではありますが、実態に合った運用ができるようなこともやっぱり考えていかなくちゃいけないんじゃないかと思いましたので、御意見を申し上げました。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 鹿島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 議案第14号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第14号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

議案書では37ページから52ページまで、議案説明資料では18ページから41ページまでとなっております。

今回の条例改正につきましては、国家公務員退職手当法の改正に伴います条例の改正であります。この退職手当法の改正の背景は、1番目に、これまでの公務員制度が年功を過度に重視していたことに対する制度の是正というものがあります。二つ目に、職員の在職期間の長期化。三つ目が、先ほど審議していただきました給与構造の改革。そして四つ目が、民間企業における退職金制度の見直しというものが今回の改正の背景に上げられております。

今回の改正は、在職期間中の貢献度をよりの確に反映する制度の見直しをするものでございまして、このことは昭和28年の退職手当制度の創設以来初めてとなります抜本的な改革となるものでございます。

改正の内容を申し上げますと、1点目といたしまして、これまでの退職手当額の算定は、退職日の給料月額に退職理由別、これは自己都合による退職とか勸奨退職、定年退職等の理由がございしますが、その理由によります退職者の勤務年数の支給率を乗じて得た額が従来の退職手当額でございます。

今回の制度改正では、従来の退職手当額が基本額となりまして、その基本額に今回新たな大きな制度改正となります調整額の導入をいたすものでございます。この調整額と申しますのは、在職期間中の貢献度を加味する制度でございまして、新退職手当額はこれまでの基本額と、そして調整額の合計額が支給額となるというものでございます。

また、この改正点のほかに大きな改正点と申しますのが、中期勤続者の支給率を上げるとのこと、また長期勤続者の支給率を少し、これは微減ですけど、減額するというものでございます。

なお、今回の条例改正で旧条例、改正前の制度により算定した退職手当額が新制度、新しい条例改正後の新制度、改正後の条例に基づき算定した額より多いときは、改正前の制度、旧条例に基づきまして算定をした退職手当額を支給することになります。旧条例で計算した額が多かった場合は旧条例でということになります。

また、抑制措置がございまして、新制度に基づき算定した退職手当額が多いときは、ここ3年間の抑制措置ですけど、これは退職日で違ってまいります、上限1,000千円を限度として控除することになります。ここ3年間のうち退職された場合、新制度に基づく計算が多かった場合は、その分野別によりまして控除をするというものでございます。

それでは、議案説明資料の18ページの新旧対照表により御説明をいたします。

第2条の改正でございます。これは、先ほど申し上げました中期勤続者の退職手当の支給

率、11年目以降の勤続者の退職手当額を引き上げるための改正となっておるところでございます。

第2条の2第2項の改正につきまして、第6条の5に一般の退職手当額に係る特例条項が新たに加わったことに伴います改正となっております。

第2条の3の条文につきましては、退職日給料月額に退職理由別、勤続年数支給率を乗じて得た額を退職手当の額とし、これに先ほど申しました退職手当の調整額を加えた額を一般の退職手当の額とするものでございます。

この場合の退職日給料月額につきましては、新給料表に格付をした給料となるものでございます。先ほどの給与条例では、現給保障というものがございました。今回の退職手当の積算におきましては、先ほどの条例改正の中で平均4.8%下がるということを申し上げましたが、今回の新条例の算出に当たっては新給料表に格付した額が基礎額になるものでございます。

第3条から第5条までの改正につきましては、中期勤続者、これは11年から24年までの勤続者の支給率を引き上げ、25年を超える長期勤続者につきましては支給率を微減するということで、段差の少ない緩やかな構造となる支給率の見直しをするものでございます。

第6条の4につきましては、退職手当の調整額に関する規定でございまして、基礎在職期間において職員の区分、これは第1号から第6号に区分ということになっておりまして、議案書の46ページでございます。その基礎在職期間において、職員の区分に応じて定める額、調整月額のうち、その額の多い者から60月分、5年分の調整額を合計した額が退職手当の額となる規定でございます。

この場合の職員の区分は、職務上の段階、職務の級となるものでございます。46ページの第1号区分でございます。第1号区分は、部長職の7級在職者ということで、調整月額は41,700円。第2号区分は、課長の職にある者で6級在職者ということで、調整月額は33,350円になります。第3号区分につきましては、課長補佐の5級在職者ということで、調整月額は25千円ということになります。第4号区分につきましては、係長の職務ということで、4級在職者ということで20,850円となります。第5号区分は、3級在職者で、調整月額は16,700円ということ。第6号区分につきましては、1、2級在職者ということで、調整月額はございません。

この調整月額60月ということですが、退職日前、この60月、5年間をどのポストにいたかということでそれぞれ違ってまいります。部長の職が3年、課長の職が2年ということになりますと、部長の職を41,700円掛けることの36月、課長職を2年ということで33,350円の24月、その合計60月分を調整額といたしまして基本額に足して支給をするというものでございます。

また、勤続4年以下の退職者及び勤続10年以上24年以下の自己都合によります退職者に

つきましては、2分の1に相当する額が調整額とするというものでございます。

また、勤続9年以下の自己都合による退職者等につきましては、調整額を支給しない規定でございます。

この条例の施行日は平成18年4月1日となりますが、経過措置といたしまして、施行日前日額の保障ということで、施行日前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎に算定した退職手当額が新条例等の退職手当額より多いときは、施行日前日額を退職手当の額という規定がございます。

また、施行日後3年間の抑制措置といたしまして、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの退職者につきましては、新条例に基づく退職手当額が旧条例の退職手当額よりも多いときは、退職日、勤続期間によりまして上限1,000千円までを新条例の退職手当から控除した額をその退職者の手当額とするという抑制策も規定しております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

簡単ですが、先ほどの説明の中に、基本給プラス調整額、調整額とは在職期間中の貢献度ということで御説明いただきましたが、この貢献度というのは、先ほど説明された、それぞれ区分と年数のみで、ほかにも貢献度というのは何かがあるんですか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

調整額の基本は、特にはございません。部長職、課長職、課長補佐、係長、その在職年数がどうだったのかということで、退職前5年間の在職年数がどうだったのかということで額が違ってまいります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。

それから、説明の中での、中期の人は引き上げて、長期の人は引き下げてというような説明があったと思いますが、まさに早うやめてくださいと、給料のよんにゆうならんうちというようなね、そういう、勘ぐればなるわけですがね。そういうのがありますが、何はさておき、今一連出されている問題は、財源をいかに捻出するかということだと思いますが、私はここで、わずかなことかもわかりませんが、御当人さんがいらっしゃる中で、本当あれですが、部長職というのが必要なのかということです。いろんな形で今減額をされております

が、例えば、今回の調整額にしても、やっぱり部長はそれだけ高い、すべて高くなっていくわけですがね。

今、部長制度ができてから、私は一連のを見ておりますが、本当に部長制度というのは必要なのかと。その分でやっぱり財源的にも部長の分は高くなっていくわけですがね。確かに、いろいろ御苦労なさっているのは見ております。見ておりますが、そういう今何とか財源を少しでも捻出しようかというような、そういうのがやられている中で、私はそういう体制としても削るべきところは削っていいんじゃないかなという気がいたしておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

部長職が要るかというような御質問でございまして、部長の私が要るぞ要るぞと言っても極めて説得力がないとは思いますが、私が今まで二、三年経験をさせていただいたところで申し上げますと、上から下への伝達、協議、これは極めてよくなったのではないかというふうに自負をしております。次の段階として、後任の方になるか、私ができるかどうかわかりませんが、今度は下から上へ、この伝達とか協議、これがスムーズにいかせることが一つの課題ではなかろうかと思っております。ただ単に、部長職が一つの関門というようなとらえ方ではなくて、本当に要る職員、下から見ても必要な職務であるかどうか、これが今後の課題になっていこうかと思えます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

部長制度ができるときに、全体的な連携がとれるとか、いろんな説明をしていただきました。でも、それぞれの課長の段階でも私はそれなりの仕事の連携というのはとれていくと思います。

それと、やっぱり部長の果たす役割というのがいろいろ私たちの見えないところにもあると思いますし、それこそ自分の管轄全部を把握せんといかんということで、それは精神的にも非常に重たい目に遭っていらっしゃることもあると思います。そこは本当に、そういうところも見てきておりますが、私は今どこでどう財政的にカットをしていくかという中で、そういう面でも検討する余地はあるんじゃないかなという気がします。

ちなみに、課長と部長職を設けていることで、どれくらいの財政的な違いがあるかわかりますか。4名しかいらっしゃいませんがね、鹿島市の場合は。その辺がわかりますか。——わからなければいいです。後で聞きます。結構です。部長さんたち、笑っていらっしゃいま

すが。そういうことです。お互いに一緒に苦しみ合って、努力をしていきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8．議案第15号 鹿島市国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第15号 鹿島市国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書は53、54ページ、議案説明資料は43ページであります。

議案書の54ページをごらんください。

この制度は、被保険者が療養に要した費用が著しく高額で、自己資金で賄うことが困難で、高額療養費の支給が見込まれるものに対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、療養の給付に係る費用を支払うための資金の貸し付けであります。

現在、国民健康保険の高額療養費の1件当たりの貸付金額は減少傾向にありますが、貸付件数は年々増加傾向にあるところであります。このため、資金のやり繰りに支障を来すことも予想されますので、今回、条例第3条の現行 6,000千円の基金を 1,000千円増資して 7,000千円といたすものであります。

なお、施行時期につきましては平成18年4月1日からであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま御説明をいただきましたが、今一般的にいろいろ聞いていますと、非常に金額のかさばるような病気、特にがんの患者さんが多いということで、非常に貸し付けの額も出てきていると思いますが、大体月当たり貸付金はどれくらいで、何件ぐらいになっているんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

貸し付け状況でございますが、平成15年度は82件、月平均にいたしますと7件、それから16年度が年間に132件ということで、月平均11件、平成17年度は11月まででございますが、月平均の15件という貸し付け状況でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

件数をお聞きしますと、月平均の件数というのは非常に少ないなという気がしますが、そういう制度を御存じでない方も結構いらっしゃるんですね。最近は大分、皆さん方がいろいろな形で知っておられるようですが、これまでも私も、払うためにお金を借りたというような人も何人かいらっしゃいますが、こういう制度があるわけですから、そういうのを皆さん方にやっぱりもっと皆さんが十分に承知できるような、何といいますか、お知らせなどをもっとしてもらいたいと思うんですよね。これだけ大きな病気にかかる人が多い中で、割と少ないなという気がしましたので、私はそのことを言っていますが、その点についてはどういう対応をなさっていますか。周知徹底させるという点で。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

住民への周知ということではありますが、さきの一般質問の中でも井手議員の方から質問がありましたが、重複いたしますが、現在、国保日より、それから広報紙、並びに医療費通知等を差し上げて周知いたしているところであります。さらに、今年度からは保険健康課独自の広報紙等もつくって、そこら辺につきましては住民へ周知いたしたいと考えております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

先ほど、件数をおっしゃいましたが、1件当たり、多くてどれくらいですか、金額って。貸し付ける金額、月当たりですね。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

ちょっと、最高とか少ない額というのはつかんでおりませんが、15年度で申し上げますと、1件当たりの貸付額が平均で142千円、それから16年度で申し上げますと165千円、それから17年度ですが、122千円という平均での貸し付け状況でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、平均でおっしゃいましたが、高いのは高いでしょうけど、いろんなのがあると思いますが、今後医療の改悪なんかも予定されているわけですが、そういう中で、どうですか、

1,000千円ぐらいの基金の増額で賄っていけるのでしょうか。今後また医療費の高騰というのは出てくるわけですが、非常に心配されている中ですが、どうでしょうか。見込みは。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

現在、基金6,000千円でございますが、今年度の1月当たりの貸し付けの総額が2,475千円でございます。そういうことで、大体、申請があつて3カ月程度を要しますので、ただいま申し上げました金額2,475千円の約3カ月分で約7,000千円ちょっととなりますので、今回の基金総額7,000千円といたしたところであります。そういうことで、何とかやり繰り是可以なと思っているところであります。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

高額医療、本当に最近多いですね。件数もずっとふえていますね。それで、貸し付ける相手側なんですけど、こういう方たちは、あなたには貸して、あなたには貸さないという、そういうことはありますか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

貸し付け申請があった場合は、条件として、必ず高額療養費の支給が見込まれる方、そういう方が対象になってきますので、この人には貸し付けないというふうなことはございません。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

恐らく、借りに来られている方は本当大変だろうと思います。医療費、交通費ですね。会社を休んで、また行かにやいかんということで。そういう方たちも来られると思います。ただ、申請から3カ月かかると言われましたけど、やっぱり医療費はせっぱ詰まって来られると思いますので、もっと早くできないんですかね、それは。どうですか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

申請があって3カ月後に貸すわけじゃなくて、先ほども申し上げましたが、高額療養費が伴ってきます。それと一緒に申請をしてもらうわけですね。その高額療養費の支給をするのが約3カ月程度かかりますので、その支給があったときにその一部から貸付金を返していただくということでありますので、貸し付けの申請があって3カ月後に貸し付けを行うわけではございません。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 鹿島市国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第16号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 9．議案第16号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

議案第16号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をいたします。

議案書は55ページから56ページでございます。議案説明資料は、43ページでございます。

今回の改正は、公営住宅法施行令の一部改正に伴い条文の整備を行うものでございます。

これまでは、市営住宅入居後、同居者の人数に増減があったときと、入居者、または同居者が高齢、病気等によりまして日常の生活に支障を来すようなときには、ほかの住宅への転居ができるものでございました。今回、世帯構成及び心身の理由によりまして市営住宅入居者の状況が入居当初と著しく変化が生じた場合にも、ほかの市営住宅に転居ができるというものでございます。

このことによりまして、新旧対照表のとおり、鹿島市営住宅管理条例の第4条第7号の条例を整備するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今説明をいただきましたが、私、よくわかりませんから、もう少し、こうだからと具体的に説明をしてください。ごめんなさい。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

市営住宅に最初入りますときには、世帯の人数が少なかった家族ということで入っておったわけですけど、その後に子供が生まれまして大家族になったというときとか、あるいは高齢者の方、それから病気、そういうことで日常生活に支障を起こすようになった場合には、ほかの市営住宅の方へも転居はいいですよというようなことに今までになっておったわけですけど、それに加えて今回は、入居されたときに子供も小さかったということでありまして、しかし、次第に成長をされまして大きくなって、その住宅の間取りが狭くなったというときには、ほかの市営住宅へ転居をしてもいいですよというような改正でございます。

また、例えば、心身の状況ということになりますと、知的障害者の方が作業所近くの市営

住宅に転居をするというときも、この条文に該当させるというようなことでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

つまり、市営住宅間で世帯分離ができるということに、分かれて住んでいいということじゃなくて、そのまま、ぽっと、条件に合うところにあるということですかね。

確かにいいことですが、そういうとき移りたかと思っても、なかなか今、入りたい人も入らん状況ですから、もう少し、それとあわせて市営住宅の住宅整備の方も力を入れてもらえんと、せっかく条例がそういうふうにしたものになろうとしているときに役立たないというのが現状じゃないかという気が私はしますが、どうですか。そうでしょう、条件としてですね。例えば、あっちに行きたかと思っても、今そうじゃなくても、入りたくて待っている人が何人もおる中で、その人だけ移すというような、その人だけ条件に合うところというのはできない……そういうのを優先するんですか、そういうことになれば。この条例に合わせて、優先できるのか。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

今、住宅を待っていらっしゃる方が、12カ所住宅がございまして、それに大体70数名の方が現在待っていらっしゃいます。そういうことになると、必然的には入れないような状態になってくるのではなかろうかと、そういうふうに思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

市の総合計画の中では、もう既に住宅の取り組みがあつたらんといかんやったんですが、見直されて先に延ばされている状態です。せっかく、こういう条例改正ができますから、それがすぐにでも生かされるような住宅政策をぜひお願いしたいと思います。

もう一点です。以前から私は申し上げておりますが、入居者の保証人の問題ですよね。特に、高齢者の人たちの保証人になる人がいないということで、非常に高齢者の人たちは困りますね。既に入っている人の中にも、更新をしなくちゃいけないというときにだれにお願いをしていいかわからんというような状況がありますが、私は以前も、そういう人々については市がやっぱり責任を持ってそこに入居をしていただくように、保証人を立てずともすべきだということで意見を申し上げてきていると思いますが、何かあったときの受け入れがというような状況を御答弁されておりますが、例えば、市営住宅じゃなくても、ひとり暮らしの人たちが民間の住宅とか、もちろん自分の持ち家もありますが、そういうとこ

ろにお住まいになっておっても、もしも何かあったときには市なり周りがお世話をしなくちゃいけないということは、もう当然のことですが、その点で、やっぱりいまだに保証人をつけないといけないということについての協議が進んでいないのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

これは、15年6月議会で松尾議員の方から、市営住宅入居手続の改善をということで保証人の問題について質問があっております。その後、部内でも検討をいたしました。しかしながら、これにつきましては、連帯保証人、先ほど申されましたように、いろいろな条件等もございます。そういうことで、生活保護の方については保証人は免除はできるんじゃないかというような見解もあっております、これにつきましては住宅管理条例の標準条例というのもございまして、それに基づきまして保証人の要件と、必要性というのが示されております。ほかの市町村あたりにつきましては、2名とか、そういうのもございますけど、鹿島市におきましては1名というような現状で今お願いをしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

基準の条例なども、それはあるでしょうが、やっぱり現にそこにお住まいになっている人たちの更新とか、そういうところに来た場合には、やっぱり今までの信用の問題もあるでしょうし、いろんな問題もありますから、やっぱりある程度高齢者の方に対しては、何とかそのところを免除できるような、生活保護の人は免除ができるということですからね。ぜひ、今ここで、はい、します、しませんじゃなくて、検討してくださいよ。本当に、だれもいらっしやらない人は大変なんですよね。よく、うちにもいらっしやいますが、私たちが10人も20人も保証するわけいきませんよね。そういう状況がありますので、ぜひ、これは御答弁は要りません。検討をぜひ進めていただいて、現実的なものにしていただくことを私は信じて、私の発言を終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。15分から再開をいたします。

午後2時4分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第10 議案第17号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10、議案第17号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、議案第17号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例について、御説明いたしたいと思いますが、まず説明の前に改定理由について御説明いたします。

現在の下水道使用料は、下水道事業の初期段階として早期に接続していただく意味合いも含めまして、平成6年の供用開始以来、11年の間据え置いてまいりました。公費負担であります雨水対策とは異なり、家庭から下水道に排出される汚水の処理費用につきましては、すべてその施設を利用し便益を受ける利用者の方に使用料という形で負担していただくのが原則でございます。

現在の使用料は、汚水の建設費用を含めました下水道管理費に対する回収率27%、建設費用を除いた汚水の維持管理費に対しましては65%の回収率となっております。その差額につきましては繰出金で賄っております。一般会計においても国の三位一体改革により交付税の削減が順次なされておりますが、下水道におきましても例外ではなく、今まで公費負担とされておりました雨水対策費も減少いたしております。このほかにも、下水道の初期段階における設備投資が大きく、汚水の処理費用を使用料で賄うことができない場合の交付税措置があったわけですが、今回、使用料が1立方メートル当たり150円以下の市町村につきましては交付税措置も順次削減され、平成20年度で終了することとなっております。このまま使用料を据え置きますと、さらに一般会計からの繰り出しがふえ、他の行政経費を圧迫すること

になります。また、これ以上繰出金で賄いますと、水道、下水道の便益を受けない方からも御負担いただくことになります。これは、負担の公平性の原則から考えましても適正を欠くことになることから、少なくとも汚水の維持管理に係る諸費用につきましては使用料に反映させたいと考えております。

今回の改定案につきましては、長引く不況によることもございまして、小口利用者の負担が急激に上がらないよう、基本料金の改定率を抑えながら、県内他市等との均衡も考慮したものといたしております。

議案書は57から59ページでございしますが、別冊の説明資料に新旧対照表を添付しております。これで御説明をいたします。44ページでございします。

一般汚水の基本料金、1月の料金、汚水量5立方メートルまで700円を730円に、5立方メートルを超え10立方メートルまでの1千円を1,050円に改正いたします。それから、従量使用料金、1立方メートルにつき汚水量が10立方メートルを超え20立方メートルの部分115円を135円に、20立方メートルを超え30立方メートルまでの部分130円を155円、30立方メートルを超え50立方メートルまでの部分150円を180円に、50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分175円を210円に、100立方メートルを超える部分の190円を230円に改正するものでございます。公衆浴場等につきましては、従来どおりといたしております。

次に、議案書の59ページをお願いいたします。

施行期日は、平成18年7月1日からといたしております。

料金に関する経過措置は、改定後の鹿島市下水道条例別表第2の規定にかかわらず、平成18年度2期分の使用料のうち7月徴収に係る分については、なお従前の例による。

平成18年度第3期分の使用料のうち8月徴収に係る分については、改正前の鹿島市下水道条例の規定に基づく使用料で算出した額と新条例に基づく使用料で算出した額の合計額に2分の1を乗じて得た額とするものでございます。

以上、説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの説明で、結局、雨水対策も減少したとか、交付税も削減をされてきたというようなことで、当然、入るべきお金が来なくなることによっての、こういう措置をとらざるを得ないということだと思いますが、ほかのいろんな公共料金その他にしても、結局は国や県の都合によってお金が厳しくなっていて、取りやすい受益者から取るというような、そういう状況をつくり出してしまっているんですね。これは本当許すことのできないことで、ここでどんなにじだんだを踏んでも、上の政治を変えないことには、ここのところの根本的な

改革はできないと思いますがね。本当に、一つ一つは、今も使用量の少ないところはなるだけあれしないうにということもありましたが、しかし、例えば、国保税にして何にしてもそうですが、それらの積み重ねがすごいものになっていくんですよね。そういう面では、本当に許すことができないわけですが。

お尋ねをしたいと思いますのは、現在、公共下水道は今の時点でどれくらい加入者があるのか。例えば、目標がある分の何%なのか。そして、その分が、例えば、皆さんが全部加入できるとすれば、この辺の使用料だってまた変わってくると思いますが、その点との関係はどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えしたいと思います。

これは16年度末でございますが、今供用開始の区域内の人口が 7,409人、そのうちつないでいただいております人口が 4,974人ということで、水洗化率は67.1%ということでございます。

確かに、おっしゃるように、水洗化率が 100%となりますと、今の現状の維持管理費については計算上はほぼ賄えるということになるかと思います。料金の中には雨水に係る資本費もございまして、その分を入れますと、先ほど申しましたように、今の67%では約27%ぐらいの回収率となっているところでございます。ですから、幾らかこの27%も上がってくるとは思われますが。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、公共下水道に変えようとすればお金が結構かかりますよね。確かに、やってしまった後は本当に楽ですね。くみ取りなんかも要らないし、いろんな面で、私たちも利用させていただいておりますが、楽なんですよ。

しかし、設備をしていく上での、やっぱり一番は料金の問題ですね。その点があると思いますが、やりやすいようにということで貸し付け制度なんかもありますが、現実合わないような、例えば、行政の方から貸し付け制度があるからそれを利用しようとしても、それだけでは十分できないと、設備ができないと、別からも借りないと設置ができないというような条件のところもあるようですが、そういうところに対して、より皆さんたちが利用しやすいような貸し付け制度なり設置の条件というのを私はやっぱり考えていきながら、せっかくこういう施設、金をかけてやっているわけですから、十分に利用できるようにすべきだと思うんですよ。そういう面では、そういう何か対応策なんていうのをお考えになっているの

かどうかですね、十分に皆さんたちが。確かに、業者の方とか市の人たちが来て、加入の促進などをされているところも見たことはありますが、現実的には金の問題ですよ。だから、その点で、より今の状況に合わせた何かの対応が必要だと思いますが、その点についていかがですか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えいたしたいと思います。

浄化槽の推進につきましては、毎年10月、11月ごろに回っているところでございますが、施設、工事に係る制度につきましては今融資制度をつくっておりまして、1槽当たり600千円以内ということで、くみ取り便所を水洗化される方についてはそういう制度で対応しているところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、施設に係る融資制度は1槽当たり600千円以内ということで、そのことは私も承知をしておりますが、現実的にそれだけでは対応できないというのがあるわけですよ。もう十分御存じだと思いますがね。だから、そういうことがあって、水洗化にということを考えても手が出せないというようなところがあるわけですから、その点について、融資制度というのをまた違った形でさらにプラスできるようなことでもない、今特に商売を零細にされているところなんていうのは、そのために銀行からお金を借りるということもできないというような状況のところもいらっしゃいますので、そういうところの改善をしないと、なかなか切りかえをやっていくというのは、ある程度までは進んでも、困難だという状況があると思うんですよ。だから、その辺で何らかの策がないのかと私は思うわけですよ。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えします。

今の時点では、先ほど申しました融資制度以外では、ちょっと考えておりません。確かに、おっしゃるように、つないでいただくようには、今後とも御理解を賜るよう、推進に力を入れていきたいと考えております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、この問題だけでなく、市民の出費という問題についてはいろんなが出てきておりますが、今おっしゃったように、600千円以内の融資制度、これも途中で改正してもらって、より進めてもらったということもありますが、ぜひこれからもそういう、何かやっぱり、一人でも多くの人たちができるような、対応できるような、そういう努力をしていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

本日の審議は、財政基盤強化計画で頭の痛い議案ばかりで、相当しんがうずいておりますが、今議案もそのとおりなのですが、3点質問をいたします。

一つは、これによって財政効果がどの程度出る見込みを立てておられるのか。まずそれからお願いします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えいたしたいと思います。

財政効果という御質問でございました。今回の改定を御承認いただきますと、使用料の収入増ということで今年度が約9,000千円程度でございます。それから、先ほど説明いたしました交付税関係がもし改定がされませんと、平成18年度の決算の分につきましては、後年度、20年度になるわけですが、この分が約34,000千円程度交付税が見込めないということとございまして、これを合わせますと44,000千円になろうかと思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

7,000千円の投資効果を上げて、交付税改正、それに抵触をしないということによって34,000千円が浮くと。何かマジックのような、もうけしたような話のようではございますが、これはもともと赤が出る特別会計だろうと私は思っております。今もありましたように、維持管理費は原則使用料で持つんだと、そのうちの現在65%を使用料で持っていていただいているんだと、あとは一般財政で見えていますよということなんです。赤は続いていくんですね。一般財源を、より支援を少なくすれば続いていくわけですね。要するに、維持管理費は使用料原則というその理論に基づけば、そういうふうになっていくわけなんです。実態として、この使用料というのは指針があるのかどうか分かりませんが、適正使用料というのはどういったところに大体、行政として置いておられるのかです。これでも本来は安いんだと見ておられるのか、もうこの程度で限界ではないのかと、使用料負担というのは。それによって、

平成6年の供用開始以来改定していないという一つの説得力を今冒頭言われましたが、それでもなお市の持ち出しは多過ぎると、指針からすればね。ということになれば、また5年後なんていう話がある可能性も出てくるわけなんですね。

そういうふうな観点から、適正使用料という水準は大体本来の本市の下水道の状態からして、置かれた環境からしてどの程度のものなのか。今度の改定によって適正使用料という水準になったというふうにとらえていいのかどうか。使用をしておる利用者からすれば、やっぱり気がかりなところですね。よく水道料の話もされますけど。そこら辺の根拠といいますか、そこら辺の目安は、やっぱりこうした改定の折には市民の皆さん方に理解をいただくための一つの材料として提供していただく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点についてどういうふう到我々としてとらえておけばいいのか、おつなぎをいただければと思います。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えしたいと思います。

まず、使用料の主に置いているかということでございますが、これは一般排水使用料を主に置いております。今の維持管理費につきましては、今回使用料を改定させていただきましたも、まだまだ追いつくとは考えておりません。ただ、今私どもが改定案を提案させていただいております中身につきましては、平成18年から21年までの一応4年間ということを見まして、今回お願いをいたしておるところでございます。ですから、また4年後には見直しが必要かと考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そういった形で、際限なく維持管理費にかかわる分は65を100に持っていくという思想が底辺に働いておるのが根底にあるのかなと思いますが、介護保険の創設時点でも一緒だったんですけど、そんなものはとてもという受益者からの声があって、初めは安目に保険料を設定して、実際それではもう数年で破綻するだろうという声もありましたが、それでスタートをして、できるだけ抵抗を抑えて制度を創設すると。下水道を出発させると、使用料を設定したと。そして、半ばになってくれば、こうした形で100%に近づけさせていくというこの手法のようなとらえ方を私はしますが、4年後にまた改定を想定しておることであれば、4年後というのはどの辺の水準まで上げる想定が働いての今回の改定になっておるんですかね。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

4年後の推定をどうしているかという御質問でございますが、下水道の事業を今推進しておりますが、順次つなぎ込みもお願いしているところでございます。使用料原価というものにつきましては、かかった費用を有収水量で割って出すものでございます。この金額につきましては、16年度の決算では 523円程度になっておるということで、先ほど御説明しましたように、この割合でいきますと現在の使用料といたしましては27%、それから、先ほど汚水に係る元利償還費を除いた額につきまして65%という回収率になっているわけでございます。

今後、4年後に幾らぐらいかという御質問ですが、これはなかなか難しくございます。ただ、4年後に、言えるのは、今の決算状況の過去からの流れを見ますと、幾らか原価としては落ちてくるのではないかと。というのは、分母の有収水量がふえてくるということになりまして、維持管理費は極力抑えていくという考え方でおりますので、数字の流れとしては原価もそういった方向で少し落ちてくると考えておるところでございます。（「ちょっと休憩していただいていいですか。ちょっとそこで数字を……」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

暫時休憩します。

午後 2 時39分 休憩

午後 2 時42分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

先ほどの御説明で、再度させていただきたいと思います。

使用料に反映すべき費用でございますが、今現在の施設、浄化センター等の維持管理費、これに対する今の料金の割合が65%でございます。これにさらに汚水処理経費といたしまして元利償還金がございます。これと合わせたものが、先ほど説明しました原価が 523円。ですから、この 523円はいただかなければならない額でございます。

ただ、これは4年後におきましては、その処理原価が先ほど説明しましたように、分母の分がふえてきますので、当然数字としては変わってくるものと思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

大体わかってはおるんですが、その 523円の使用料の根拠となる数値を今回の改定によってカバーできるというふうに見えていいんですかね。そのうちの65%しか見れていませんよと

ということなんですかね。ちょっとそこら辺。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

523円に対する回収率ということでございますが、それについては32%でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

事実上は、汚水処理施設の設備費を借金してつくっておると、その元利償還費まで入れてね。そのうちの35%だから、おおむね3分の1を利用者で今負担していただいておりますよと、3分の2については一般財源で補完をしていますよという話ですね。

その35%ルール、今のところは利用者と行政の負担との、ルールになっておるかどうかはわかりませんが、35%ルールは固定したまま4年後の想定をしていくのか。今後の下水道料金というあり方のベースが、その35%ルールというのは約束手話なのか。それとも、この際、財政基盤計画が本場所入りをしたそういう土壌の上に、その35%ルールを40%台にまで引き上げるといふ、そういう基調を持ってこの料金問題というのを将来、4年後、あるいはまた8年後になるかわかりませんが、展望しておられるのか、そこら辺が一番気になる場所ですよ。そこら辺ですね。

それはね、分母がふえてくるのは、供用開始して利用者が、接続者がだんだんふえてくることによって分母がふえてくるということで、財政効果的にはよくなっていくということで、その35%ルールというのを守っていただければ、利用者にとっては利用料金が下がっていく傾向を示すことになるわけでしょう。ということは、そのルールを約束されておるんであれば、4年後の改定の必要なとき、今までも何で8年から何もせんやったとねという話もあると思いますけどね。それはそれとして、そういう利用者がふえれば料金が下がるという見込みというのも片方で立つのかどうなのか。ただ、35%ルールというのがひとつなくなって、軒並みウナギ登りで財政基盤計画の本場所入りの姿でずっといくんだというふうにご利用者は考えて今後の料金問題を見ておかにゃいかんのか、そこら辺の政策的な考え方がどうなのかということが私のお尋ねしたい趣旨なんですよ。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

最終的な考え方という御質問でございますが、先ほど御説明しましたように、使用料で負担いただくものとしたしましては、資本費も含めた額でいただきたいと。ですから、最終的には完成した際、すべて事業が完成した時点では、それが100%になる、使用料がですね。

原価 100%になるということが最終的な考え方になろうかと思います。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

しばらくお待ちください。（発言する者あり）（「その辺の基本をはっきりこういうときにしとってくれんとね。執行部の都合で上げてもらっちゃ困るということなんですよ」と呼ぶ者あり）

再開します。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

全国的なですね、例えば、これに対する使用料が例えば35%とか40%とか、そういう指針があるかと聞いたら、ちょっとないと言っております。今度は、ほかの例から言えば、県内平均をとりますと今現在 165%ということです。おかしいようですけど、これはどういうことかといいますと、恐らく 100%を超えている分は資本費を回収しようと思うんですね。それにかかっている、大分。それからもう一つは、汚水処理原価が、申されますように、これは加入数がふえていけば、コストは原理的には下がっていきます。だから、これが変数ですので、固定した金額でないですので、なかなかちょっと今の議論がしにくいわけですけどね。まず、ここで35%を固定するという今の結論は持ち合わせておりません。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

御説明いたします。

先ほど申しました当市の回収率27%の分につきましては県内平均は40%でございまして、165%と申しますのは当市で申しました65%、つまり浄化センター等に係る分の経費の65%でございまして、それと、その比較しました県内の回収率が 165%という数字になっております。ですから、県内の 165%というのは、一般的に言われる維持管理費は 100%を超えて資本費の方にも入ってきているという数字でございまして、ですから、うちの方はまだ資本費に入っておりませんから、65%という数字になっております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

言葉の、用語の意味もわからんで聞きよる人もおるだろうし、私もわからんところもありますが、この下水道の料金というのは本市においてどういう姿で構想しておるとい、やっぱりルールをつくらにゃいかんと思うわけですよ。7市の状況で変動するとかね、例えば、大阪とか東京の大都市部に行けば、むしろ黒になるんですよ。水量が多いんですから。だから、料金はそれ自体が下がってくると、こういう傾向にあるんです。だから、田舎になればなるほど接続数が少ない。しかし、幹線は延々と住宅がないところも走っておるとい

が田舎なんですから、コストが高くなると。

だから、鹿島市における環境において、先ほど言われたような日常の維持管理費と、それと施設整備を污水处理施設にかかわる整備をされた整備費の合算額の何割程度を利用者に負担していただいて、一般会計で、有明海で浄化をしていくという、そういう政策的観点で何割を市の財政で持つんだと、そういうルールがやっぱりはっきりしておかにかいかなと思うんですよね。そのときの風の流れとか、本市の財政事情で、風見鳥的にこの料金が、指針が変わっていったらいけないと。

初めて今度改定をされるわけなんですから、額面的に見て、鳥栖市よりも安いとか、佐賀市よりも安いという議論は余りよくないと思うんですよ。そりゃ、コストが向こうは安く上がるんですから、向こうよりもむしろ鹿島市の方が高い、そういう議論でいけば高い料金設定でもおかしくないという議論も生まれてくるんですね。しかし、今言うように、環境その他の政策的な一つの施設設備として下水道を整備してきたという背景からすれば、行政がこれ相当分の負担をやるという、今は35%ルール、仮に私が言っていますが、そうしたルールがあった上に決算をした結果が平成16年は523円だったと、4年後にやったら、ベースがふえて490円台まで下がったんだと、だから、見直す予定が見直すに及ばない状況もあるんだと、こういうことだろうと私は思うんです。公共料金の基本的な決定のあり方というのはね。

そういった点で、もう少し納得いくような内部の調整をこの際お願いしておきたいと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、これは財政基盤強化計画とは別ですから。下水道料金とか水道料金とか、それから国民健康保険、これは財政基盤強化計画とは別で、そこそこのそこだけの会計で変動していきますということは前提として申し上げておきたいと思います。

それから、今言われることはよくわかりますが、結局、污水处理原価ですね、いわゆる維持管理費がかかっている分と、それから経費の回収した分ですね、いわゆる使用料の分、この二つの相関関係だけでいきますと、今言われるようなのが簡単に出るんですね。例えば、35%と決めれば、それでいきましょうといえ、それでよかわけです。ただ、資本費というもう一つの要素が入ってくるわけですよ。そうしますと、この資本費はある時期までは一方的にふえていきますね。ですから、ここの関係も三つの関数になってくるわけです。ですから、ここがそういう計算をして一定の関数計算をして、そして大体これを基準でいきますというのが出るかどうか、ちょっと検討させてください。ほかの例も聞いてみますので。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

恐らく、資本費というのは、これは莫大な金額ですね。これは、毎年毎年10億円ペースですかね、工事をやっていますけど、これを数十年、当初予定20年のやつを50年、私の計算でいけば80年かかりますよ。この途中の中継ポンプ場とか人間が立っても歩けそうな管を埋めた、そういう資本費までここに入れ込んだ使用料設定というのはあり得ないと思います。それはあり得ない話だと思いますが、今言われますように、初めての経験で、今後十分検討していただかなければならない前提で私は物を言っておるんですけど、そういうルールというのは、やっぱり内部的につくっていただいて、そのルールのもとで現行料金が適正状態にあるとか、あるいは少し不足ぎみにあるとか、少し市民に還元できる環境になりつつあるとか、そういう議論がこうした場でできるようにしないと、そのときの風向きで、ちょっと高過ぎつごたんないという、7市との見比べだけで議論をするというのは、それも一つの尺度ではありましようけど、やっぱり市内ルールというのは、鹿島市ルールというのは、それなりの指針があってしかるべきだろうと思います。

だから、最後に一つだけお尋ねしますが、一般家庭の平均的なところが大体どの辺に位置するのか、従量制でいったらですよ。そこで、一般家庭での引き上げ幅がどのくらいなるか、それだけちょっと教えてください。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

一般家庭につきましては、1カ月20立米を使用されているということで、旧料金でいきますと2,150円が今回の改定案でいきますと2,400円となります。これは消費税が入っておりませんが、アップ率が11.6%になります。（「ちょっと、補足いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

県内平均が165%というのは、資本費の回収にもう入っておるわけですね。供用開始を始めてから、普及していった、そして加入者数もふえると、使用料もふえると。そうしますと、単に汚水処理原価と、それから使用料単価、この比率を例えば35%に固定してしまいますと、処理原価が安くなれば、35%掛けるわけですから、ずっと使用料も安くなっていきますね。そういう関係だけでいっていると、到底、資本費の回収には向かわないわけです。いずれ、その処理原価を超えた使用料の分で資本費の回収に向かわにやいかん。だから、そのあたりがどうなっているかということです、私が言っているのは。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今の市長の説明でいけば、計画で最終的に幾らかかるかわかりませんが、市内全域の288億円かけて整備をする資本費の回収まで、あたかもその使用料で回収するような錯覚を与えますので、そういうふうな説明はされない方がいいと思います。

原則的に、日常の終末処理場における運転、要する処理経費ですね。水質検査まで含めて。それと、終末処理場の処理施設の建設費、それを含めて想定すれば、今35%程度だと課長は答弁しておられるわけなんです。だから、288億円の面整備をやったすべてを回収するなんていう議論は、これは下水道の使用料には、そういうことは当然想定していませんよ、これは。それは一般の公共事業的な考え方なんです。それを回収しよるのは、受益者負担金という形で一部ね、平米当たり何百円ですか、それを負担をいただいておりますという、それが回収なんです、資本費の、総資本費の。そういう考え方ですから、そこは誤解が、そういう説明をされると市民に誤解が出ると思いますので、修正してください。

○議長（小池幸照君）

答弁求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えします。

資本費の回収率の資本費の中身でございますけれども、これは汚水にかかる資本費のうち、公共性、こういう公共水域の水質保全等に係る、貢献する分もございますので、その100%という意味ではなくて、個人便益に係る分の資本費の100%ということでございます。（「今のでいいですか」「そういうふうに言わんば。終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山でございます。この関係で私は、こういうふうな公共、これは公共料金というふうに私は思っていますが、公共料金の使用料を改定する、決めるということは、市民にとってはすごく関心があって、大切なわけですね。生活に直結するということで、非常に関心があるところでございます。

今いろんな質問がなされて、いろんな答弁がなされました。そのような答弁とかを市民の皆さんに説明するということは、非常に困難なわけですね。それで、私は市民の皆様、この今回の料金引き上げに至った経緯というものを簡単に説明するとしたら、どういうふうにしたら一番いいのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

下水道使用料の説明ということでございますが、これはあくまでも実際下水道を使用されている方に、先ほど申しましたように、負担をしていただくということでございます。その費用の範囲ということでございますが、費用の範囲につきましては、今あります浄化センター等の維持管理費と、現実的には維持管理費の今65%をお願いしているということでございます。今回改正をさせていただくに当たりましては、それを85%程度に今回上げさせていただきたいというのが中身でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

維持管理費が今まで65%だったのを85%までに負担をお願いしたいというふうなことでした。ですが、一つだけ欠けていたのは、国の方針が変わったということもつけ加えなくてはいけないんじゃないかなというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

国の方針が変わったと申しましたのは、交付税による地方財政措置が変わったということでございまして、今の使用料単価は 141円でございます。この国からの高資本対策の見直しということで、先ほども御説明いたしましたけれども、平成18年度の決算において 150円以下の使用料金を取っているところは平成20年から交付税はなくなるということでございます。今回の改正につきましては 154円をお願いするものでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

市民の皆さんに今回、このような公共下水道料金が引き上げになるというお話をするわけですね。そしたら、何でこういうふうなものになるのかということが、やはり一番の質問にあるわけです。そのようなときに、今回、今言われたような形で地方財政措置が、この污水处理にかかわって1立方メートル当たり 150円以下については交付税措置が平成20年以降なくなるというふうな国の施策があるから、それに見合う形で、幾らか 150円以上にしないとこのお金が来ないからというふうな説明をちょっとしていたわけですね。そしたら、そんなにば仕方がないねという声も来ます。そういうふうに、きちんとわかりやすい形で、非常に難しくなりますと私たちも説明が難しいので理解を得ることはまた困難になりますので、市民に対するそのような説明のマニュアル等も設けられて、市報等でもお知らせをするということも大事だと思いますが、その辺について伺います。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

市民の方への周知につきましては、市報とか、それから利用者の方への文書通知、またホームページ等にて周知を図っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

今回のこの引き上げによって、維持管理費が65%だったのが85%に今回でなる見通しですね。これを当市としてはできるならば100%に近づけたいということなんですが、これは4年後の改定になってくるかと思いますが、そのようにしますと、今回、85から65を引くと20%ですよ。その後、今回15%あと残っているので、単純に計算しますと、同じぐらいの引き上げかなと、私は頭が単純ですので、そういうふうな計算をしたわけですね。ということは、1世帯当たり1月300円ぐらいの引き上げになると、これが2カ月に一遍請求されますので、600円、これが次には1,200円になるわけですね。そういうふうな簡単な計算の方法をしたんですが、なかなか、でも、それがそういうふうに簡単にいかないだろうと私は思いますが、やはり今後のこういうふうな使用料の見直しについては、先の見通しが大方わかるような方法でお知らせをしないと不安が募るわけですね。そのようなことについては、難しい言い方じゃなくて簡単にいいと思いますので、御説明をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

見通しの明確な数字を示してほしいという御質問……（「明確じゃなくて、簡単に」と呼ぶ者あり）簡単で、数字をとということでございますが、先ほども申しましたように、確かに4年後にはまた見直さなければならないと考えておるところでございますが、具体的に数字をここで現実的には出せません。そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ただいまの議論は、単純に汚水処理原価に対して使用料が幾らかと、これが65%とか85%とかなっていますね。それで、まず汚水処理原価というのは、今幾ら維持管理費にかかっているかということですよ。この維持管理費にかかっているかということは、この維持管理費に係る全体の総額を処理量で割るわけですね。だから、普及していきますと、処理量が

ふえていきますと、この汚水処理原価、単価、汚水処理にかかわる単価というのは下がっていきます。そうなんですね、まず。そして、ただしですね、そのころはずっとまた整備を広げていきますから、それに対する処理の費用というのはふえていきます。そのあたりがどちらに作用するかということだと思うんですね。

だから、場合によっては、何も整備を今からせじ、維持管理費そのままと、今の金額で4年後もあると。そのかわり普及率は上がっていったということになれば、85%はまたパーセントは下がってくると思うんですね。使用料のパーセント。そういう相関関係にありますので、なかなか一概に言えないところがありますので、これは少し私たちも研究してみますので、今後の推移についてはですよ。それから、結論が出ればお知らせをしたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

なかなか難しいということですが、この公共下水道というものが鹿島市に採択をされ、今事業が進められているわけなんですけど、ただ単に家庭からの汚水、雑排水ですね、そういうふうなものを便利に快適な暮らしをするための手段だけではなく、やはり環境浄化という大きな、これは社会的問題にもなっているような、有明海をもとの海に戻そうという、宝の海を守ろうというふうなものも含めての、私は鹿島市における公共下水道だと思いますので、一般会計からの繰り出しがこの公共下水道を利用しているからだけの受益者というんじゃないで、大きな意味でやはりとらえていって、一般会計からの繰り入れ等についても、やはりきちんと整理をしながら、今後この料金設定にかかわるようなものも打ち上げてもらわないと、不安材料ばかり残って、どんどん上がっていくのじゃないかと。

それから、接続も十分にさせていただくことも大切なんですけど、それとあわせて、このような公共下水道の区域がまた広がっていきますので、そのようなところとの兼ね合いも出てきますので、また計算が難しいということになって、ですが、維持費にかかわるものについては使用料で賄うことが基本だというのがここで打ち上げられますと、これに対して公共下水道の完了区域になっても接続に足踏みをする人も出てくる可能性がありますので、その辺の整理をぜひしてから、こういうふうな料金設定をしてほしいなというふうに思います。

今回、私は、国からのものだけでこれが出されたならば、わかるわけですね。ですが、今回これとあわさって、建設の維持にかかわる、維持管理費ですね、そのようなものも大きくここにかかわってきていることが不安材料になりますので、その辺の整理を、一緒にたに11年間の重みをここに持ってこられたわけなんですけど、分けてしてもよかったんじゃないかなという思いがあります。この件については、もうここに出されておりますので、答弁は要りませんが、私の考えは以上でございます。

○議長（小池幸照君）

ほかに。7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

7 番中村雄一郎です。今、公共下水道の問題で議論をされておりますけれども、公共下水道の地域が大字高津原地区、それから北鹿島地区の一部ですね、今回、明倫地区の方に広がっていくわけですが、鹿島市の全体の中ですべての地区が公共下水道の恩恵を受けているわけではないわけですので、やはり受益の観点からも考えていかなければならないというふうに思います。

先ほど谷口議員は、計算では80年かかると、市の考え方としては50年ぐらいでしょうか。そのような計画の中で、この後のエリア、門前地区エリアですとか、浜地区の方まで広がっていくわけですが、それらの地区は現在、合併浄化槽なり、あるいはくみ取り方式、くみ取り方式にしても簡易水洗等を利用されている方はくみ取り料金がかなりアップしてくると思います。それで、今回の改定に当たっては、そのような方式のものと比較しなければいけないと思いますが、合併処理浄化槽、あるいはくみ取り、簡易水洗等で月額どれくらいかかっているのか。今回の値上げは、月額、一般家庭の平均で20立方メートルのところでは、2,150円が2,400円になるというような比較をされておりますが、そのほかの方式との比較はどのような形になっておりますか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

浄化槽との料金の比較ということで……。 （発言する者あり）

今、くみ取り料の平均というのは、ちょっと持ち合わせておりません。合併処理浄化槽につきましては、今2カ月に1回、保守点検をやっておられます、これは3,800円と聞いております。

それと、1年に1回の引き抜き、清掃ということがございます。それから、水質の点検ということでございます。これは年に1回ということで、一応義務づけられております。水質点検料が4千円、それから汚泥の引き抜き料、清掃料は、浄化槽の大きさによって異なるわけですが、おおむね3万四、五千円じゃないかと思っております。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

今ざっと数字を言っていたただけでも、水質検査等が2カ月に1回ございますね。それから、年に1回は浄化槽の清掃をしなければいけないということで、恐らく、その槽の大きさにもよると思いますが、4千円前後、それ以上かかっているんじゃないかというふうな

ことで、これは環境面から言うと、合併処理浄化槽も公共下水道もまさに同じですね。合併処理浄化槽に関しては現在補助制度がありますので、そういう面も少しは考慮に入れなきゃならないと思いますが、そのような他の、同じ下水に関してのほかの方式、合併処理浄化槽、あるいはくみ取りにしても、単なるくみ取りというのは幾らかかっているか私はわかりませんが、簡易水洗にされた場合には、頻繁にといいですか、月1回ぐらいくみ取りをされなきゃいけないと思います。その辺の公共料金とも比較をしながら料金の設定というものはやっていかなければバランスがとれないんじゃないかと思いますが、それに関しての所見をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

バランスをとりながらという御質問でございましたけれども、確かに、根本的には公共下水道と、それから浄化槽につきましては、基本のところでは違うわけでございます。先ほどから説明しておりますように、公共下水道につきましては、わかりやすく言いますと処理費用を御負担いただくというようなことになっております。浄化槽については、自分がみずから管理をしなければならないというような中身でございます。ただ、実際には個人でできませんから、そういう管理委託をされておるということでございまして、確かにその料金についてもある程度考慮はしなければならないとは感じますけれども、直接的にそれとの比較というのは、いささかちょっと違うものと思っております。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

私が質問しているのは、今回この値上げはやむを得ないだろうという観点から質問をしているわけですね。それで、最終的に、また4年後等々の話がありますけれども、そのような使用料を決定していく際に、合併処理浄化槽でされているところは月額4千円以上かかっているという現状ですね。その地域の方々も、当然計画はある地域もあるし、計画のないところに関してはほかの手法をまたこれから検討されていかなきゃならないと思いますけれども、やはりだれでも快適な生活を求めています。それから、環境面にも気を使いながら、貢献をしていきたいという気持ちは鹿島市民の皆様方はすべて一緒だというような観点から、料金の設定をやる場合に、今後の考え方として、そういう面も配慮しながら料金設定をやっていかなければならないんじゃないかということで意見を申し上げました。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかに。1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

1番徳村です。私からは1点質問をさせていただきます。

この公共下水道、今回は値上げということにとらえておりますが、今がいろいろこういったことに関しては、先ほどもいろんな方が問題を指摘されておりましたが、これから私が一番気になるのは、福祉の部分において、今から鹿島市当局の中にも介護に関する予防施設等が出てくるんじゃないかと。その中でも大型のプールができたり、いろいろしてくるんじゃないかと思いますが、まず、こういった福祉施設について、こういったプールができてきたときに、これは大量の汚水を流すことになってきますが、そういった点で例外というものがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

御質問は、使用料についての例外ということによろしゅうございますか。

使用料についての例外は、今ございません。

○議長（小池幸照君）

1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

先日もらった説明資料の中では、大型の事業者ということで、500立米以上使用ということで現行が91,200円、改定案が110,050円と、値上げ幅が18,850円というふうになっておりますが、これがそのまま適用されるということですか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

500立方メートルを使用されますと、議員おっしゃられるとおりでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

例外規定とは特別うたっておりませんが、公衆浴場に対しては別料金にしておりますね。ですから、今申されたケースのようなのは、ちょっと私たちも想定をしております、この中に。したがって、公衆浴場のその例外規定を当てはめるのか、別に例外規定を設けるのか、そういうものを全く該当させないのか、ちょっと今後検討させてください。

○議長（小池幸照君）

1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

これから高齢化社会に向けて、これは必要不可欠な問題になってくるんじゃないかというふうな気がいたします。これを利用される高齢者の方々がふえてくれば、やはり当然、料金の問題もこういった料金にはね返ってくると思います。こういった状況がこの先見えておりますから、ぜひ、先ほど市長の御答弁もありましたように、前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。40分から行います。

午後 3 時29分 休憩

午後 3 時39分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第11 議案第18号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 議案第18号 鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

議案第18号 鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書60ページと61ページであります。議案説明資料では45ページです。

今回、この条例を御提案いたします理由は、財政基盤強化計画に基づき水道企業職員の特殊勤務手当を廃止するため、この条例の一部改正を提案するものでございます。

現行の特殊勤務手当は2種類であります。メーターの検針に従事した場合、日額 200円を支給することになっておりますけれども、この業務は既に委託をしておりますので、職員の手当としては発生していません。もう一つは、水道料金が滞った場合、水道を一時的にとめることとなりますけれども、この停水処分に従事した場合、日額 300円を支給しております。16年度の支給額は、年額で 7,200円、延べ24日分であります。それから、17年度の予定額は 4,200円、延べ14日分であります。

以上、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第19号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第12. 議案第19号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第19号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

議案書は62ページから64ページ、議案説明資料では46ページになります。

この議案は、鹿島市消防団に女性を採用することに伴いまして鹿島市消防団組織の一部の見直しと、また、財政基盤強化計画に基づく各種手当と団員報酬の減額について御審議を

お願いいたしますのでございます。

第3条の改正でございますが、女性消防団を募集いたしました、15名以上の応募がありましたが、15名の体制で女性部を発足。活動は、消防団本部の位置づけとしての活動になるものでございます。このことから、これまでは本部付部長はラッパ部の部長1名でございましたが、今回、女性部部長を本部付部長といたしたく、これまでの1名を2名に改正をお願いいたしますのでございます。

また、日ごろの訓練や小型動力ポンプ積載車の操作のための技術手当、消防団員の報酬につきましても、ボランティア活動という中に心苦しく思いますけど、他の委員さん同様に2%の削減をお願いいたしますのでございます。

この効果額でございますが、報酬につきましては年 183千円、手当につきましては14千円の効果額が生じるというものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今回はことごとく、手数料やら給与やらの引き下げというようなことで、本当に審議をするのも心の痛む思いをいたしておりますが、特に私は今回、この消防団員の手当、報酬ですか、これに関しては本当にどうかと思います。

と申しますのは、それだけでなく、私は以前から消防団の皆さん方の出動される場合の出動手当なんかを、本当、いつからですかね、提案してきました。例えば、消防団員の人は、ここを見ますと、今まで年に12,500円やったのが12,300円になるわけですね。だから、月に1千円ちょっとですよ。ボランティアといったらボランティア、みんながお互いにということでしょうけど、余りにも私はこれは許すことできないなと思うんですが、まずお尋ねをしたいと思います。以前から私は消防団の皆さん方の出動手当の問題を提起してきました。つい最近は何年間かは、そのままになっていますが、現在、近隣市町村の中で消防団の出動手当が出されているところ、前はありましたが、今はどういう状況ですか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

出動手当、このことにつきましては、従前より松尾議員から検討をというようなことで御質問がっております。近隣の市におきましては、太良町が出動手当を支出しているということを、情報を持っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

特に冬場なんかの夜間の火災の出動なんということになりますと、本当に皆さん方、寒い中で水をかぶりながら消防団としての役を果たされていくわけですけどね。そういう皆さんの姿を見ているときに、本当に心の痛む思いをするわけですよ。例えば、終わってからワンカップのいっちょ分ぐらい出んとかいと言いたくなるぐらいに、本当に皆さんたちが一生懸命されている様子を見ると、今のままでいいのだろうかと心が痛みます。

それと、例えば、今、年に12,500円出ておりますが、消防団の人たちは火災のときだけでなく、地域で何かあったというときにはすぐそこに出動する、駆り出されるというようなね、例えば、水害とか、そのときもそうですが、みずから家はほったらかして任務を果たしに出ていかんといかんという、非常にですね、何はさておいて重要な役割を果たしていらっしゃるわけですね。そういう人たちに対して、幾らお金がなかけんがこういうふうにというようなね、何とか皆さんのためにといえればそれでいいかわかりませんが、私は許すことができないと思いますかね。その点について心は痛みませんか。市長、どうですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この三位一体改革、先ほども申されましたが、やっぱりそういうところにずっと起因したものがずるずると、都道府県、市町村というふうに来ているわけですね。それで、そういう先ほどの主張のようなことを申されますと、私自身も本当に心苦しい感じはいたします。ただ、やはり片方では、住民サービスをできるだけ低下をしないようにということのために、今度の財政基盤強化計画を組んでいるわけでごさいます、そのうちの8割は私たち行政みずからが政策努力、あるいはスリム化によってこの費用を捻出しようと、あと2割を何とか市民の皆さんに痛みを伴ってもらおうということでありますので、どうかその基本のところを御理解いただいて、本当、議員の皆さん方もこういうことに賛成をというお願いをしているわけでありますが、大変だろうと思います。しかし、どうかですね、ここ5年、これで我慢をすれば、またもどのような住民サービスの費用も出てくるわけですので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

民間の団体の人たちの組織の運営をするというのは、これは消防団だけではなく、どこでもそうだと思いますが、特に私は消防団は中にいて、七、八年間ずっと、細かいところまで見てきておりまして、団員の皆さんたち、またその団の指導部の人たちがいかにそこを運営し、自分たちの任務を全うする、その任務というのは市民の財産、暮らしを守るという、それこそ何よりもまして団員の仕事に携わっていらっしゃる姿は、私もずっと見ておりますか

ら、余計ですね、我が子のようにかわいと言ったら言い過ぎかわかりませんが、何とかしなくちゃいけないという気持ちはいつも抜けないわけですね。

そういう面から、たとえ国や県の制度の動きの中でといったって、これは本当に許せないなという気がしますし、特に、そういう三位一体改革の中でいかに住民サービスを低下させないためにこういうことをしているかというようなことですが、きょう論議をしてきた中でも、住民サービスが低下をすることがですね、頑張っってそういうことをすることで住民サービスを低下させないということですが、結局、そういう流れの中で保とうとしているわけですね。だから、そのところで財源をどうつくっていくかということは、それが財政基盤強化計画でしょうけれども、私は何度も申し上げてきましたが、その分の配分のあり方というのをやっぱりもう一度考えながら、どこに手厚くしなくちゃいけないのか、どこを本当に思い切って削ったらいいいのかというのを、やっぱりさらにこういうのを進めながらもう一度考えていく必要があると思います。

答弁は要りません。以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第13. 議案第20号 鹿島休日急患センターの指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第20号 鹿島休日急患センターの指定管理者の指定について、御説明いたします。

議案書の65ページをごらんください。

鹿島休日急患センターの指定管理者を指定する必要がありますので、地方自治法第 244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

今回、指定管理者を選定いたしましたので、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第3項の規定により、指定管理者の指定をお願いするものであります。

選定をいたしました指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は鹿島休日急患センター、指定管理者となる団体の住所及び名称は鹿島市大字高津原 813番地、社団法人鹿島藤津地区医師会、指定の期間は平成18年4月1日から平成19年3月31日までであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま説明いただきましたが、ここに指定をしますよということの説明ですが、休日急患センターというのは、どうしても私たち市民にとっては必要なものであります。いろんな問題もあるようですが、やっぱりこの休日急患センターの運営をしていくのは、今までのような形ではどうしてもできないのか。指定管理者として、それを管理を指定しないと運営ができないのかどうか、その辺ちょっと。今まで従来やってきたような形ではできないのか。

何でこう言うかといいますと、私は今までも申し上げてきておりますように、指定管理者制度そのものがどうもまだ十分わからないし、今後ここが指定管理者として、そこの経営だけを任せられる、どういう形、今までと同じような形でただ単に指定管理者としての指定をされるということなのかどうか、よくわかりませんが、その辺がどうもはっきりしないので、休日急患センターというのはどうしても維持管理していつてもらわなくちゃいけないわけですので、その辺をこれまでのような形ではできないのかどうかというのを、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えいたします。

この指定管理者制度については、先ほど来、総務課長の方からもお答えをしておりますように、原則、地方自治法の中で、基本的には従来の委託制度がなくなったということです。直営でやるか、指定管理者制度を導入してやるかという方式しかないわけですね、現実的にですね。そういう中で、それじゃ直営でできるかといいますと、今のようない体制の中では到底できないわけですから、指定管理者に指定をして、お願いをして、運営をしていただくという方式しかないということになります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、具体的に、直営、今までしていたのと、こういう形にするのと、どんなに運営のやり方が変わってくるわけですかね。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えいたします。

指定管理者制度のねらいというのは、一概にこれだけだというふうには言えませんが、いわゆる公の施設の中で収入を伴う事業については、民間のノウハウを導入しながら利益の向上とコストの縮減を図るとというのが一つの前提としてあるわけです。ただし、このような特殊な業務につきましては、私たちは独自の運営方式で収入を上げてくれとかいうことにはならないわけですが、この事業に関しましては、大きくは従来とは変わりはない方式、極端に言えば、うちの方から委託料を、お願いをしてということで、ほとんど変わりはないというふうに理解をいたしております、この事業に関しましてはですね。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

じゃ、従来と変わらないというなら、単純に考えれば、今のままでいいんじゃないかという気がしますよね。今後、運営していく中でどういうことが、どう変わっていくかということはわかりませんが、そこがどうも私はわかりませんのでね。これまで、ほかの第三セクターの問題なんかも取り上げながら、いろいろと収入のある分については意見を申し上げてきたと思いますが、何としても休日急患センターは保っていかなきゃいけないわけですから、制度の中でこうしかできないのなら仕方がないと思いますがね、私はどうもその辺の管理制度のあり方というのがまだはっきりしませんので、今回、この休日急患センターそのものはもちろん維持していくという立場で、態度表明はここで明確にしないために退場させていただきたいと思います。

〔松尾議員退場〕

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 鹿島休日急患センターの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

〔松尾議員入場〕

○議長（小池幸照君）

これをもちまして本日の日程を終了いたします。

次の会議は明10日午後1時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時1分 散会